

天保飢饉からの復興と藩官僚

—仙台藩士荒井東吾「民間盛衰記」の分析から—

At the Nexus of Reconstruction Plans and Policy from the Famine in Nineteenth Japan: The Analysis of Arai Togo's Personal Archives about the Tenpo Era Famine in Sendai Domain

佐藤 大介 (Daisuke SATO)*

キーワード：天保飢饉、藩官僚、復興案、「均の理念」
Keywords : the Tenpo Famine, Bureaucrat, Reconstruction Plans,
Philosophy of Balance

はじめに

災害に直面した社会が、危機にどのように対応し、復興してゆくのか。20世紀末から大規模な災害を経験し、さらに将来にわたってその発生が予測される中で、さまざまな視点から関心が高まっているといえる。本稿では、日本近世史学の立場からこの問題を考察するため、近世の飢饉を素材に分析を行うことにしたい。具体的には、近世の外様大藩の一つである仙台藩（62万石）における天保飢饉からの復興について、藩の実務官僚が提示した復興プランの内容を検討する。あわせて、提言の背景となった社会状況や、現実の政策過程との関係についても考察することにした。

本稿で災害の具体的事例として取り上げる近世の飢饉については、特に1990年代以降、自然条件に起因する凶作と同義ではなく、三都を中心に列島社会全体を結びつける米穀市場の形成を前提に、利益追求に起因する需給の不均衡、利益確保の政治的要請や、増産のための生産地での環境破壊といった人為的・社会的な要因に起因することが明らかにされた〔菊池 1994 : 16〕。したがって飢饉は近世の社会システムの反映であり〔菊池 2003 : 410-417〕。このような成果をふまえ、江戸時代を飢饉を含めた災害が社会に特別な意味を与えた歴史段階だと提起する見解も示されている〔倉地 2008 : 18〕。飢饉が災害史という分野を越え、近世社会そのもの特質を考察するテーマとして研究が進められているといえよう。

* 東北大学東北アジア研究センター

このような研究段階において、近世の列島社会の一地域である仙台藩の実務官僚の災害復興プランを検討する意義はどのようなものであろうか。前述した研究成果には本稿も多くを学んでいるが、特に本稿との関わりでは、近世中期以降、幕藩領主が災害時に百姓の生存保証と生活再建を保証する「御救」機能を後退させていったという指摘〔福田 1999 : 159-160〕〔菊池 2003 : 433-437〕〔倉地 2008 : 344-346〕に注目したい。領主には年貢や諸役を負担する百姓の成り立ちを保証する責務があるという「仁政」の理念〔深谷 1993 : 25-26〕に基づき、幕藩領主は近世の初頭から直接支出をとまなう一元的な救済政策を実施してきた。しかし 18 世紀以降幕藩領主は財政難による救済支出の削減、さらには資金流用や備蓄の取り崩しなどにより「御救」機能を後退させていった。その一方で地域社会では備荒貯蓄や自力での農村復興など、幕藩領主に依存しない危機管理が進展した。近世後期の危機管理システムは、このような地域社会が獲得した行財政能力を前提に構築されていく。大まかにまとめれば以上のようなようになろう。その先に幕藩制国家の「解体」までも見通した議論を、一事例の分析のみで引き受けることは難しい。しかし、危機管理システムの中での領主と地域社会との関係に問題を限定するならば、地域社会に依存したシステムのありかたと、そのことを幕藩官僚たち自身がどのように認識したかという問題とは、ひとまず切り離して検討する必要があるのではないだろうか。筆者も地域社会の力量を高く評価する立場にあるが、前述の研究成果の中でも指摘されるように、近世後期の危機管理システムは一方では幕藩領主の関与により公共性が担保される側面があった〔菊池 2003 : 214、437〕。幕藩官僚たちはこのような状況を前提に、自らの役割をどのように位置づけて危機対応を構想し実施したのだろうか。本稿で分析する事例は、近世後期の幕藩官僚制に領域や階級を超えた国家的・公共的性格を見出す平川新氏の議論〔平川 1997 : 50〕の妥当性も含め、その歴史的評価を行う上での手がかりの一つとなろう。

一方、近年の仙台藩研究の中で、藩官僚と危機管理・財政との関係を考察する上で二つの注目すべき成果が出されている。一つは菊池勇夫氏の宝暦飢饉およびその後の動向についての研究である〔菊池 2003 : 375-422〕。宝暦飢饉に先だち財政難解決を優先した備蓄米の江戸廻米がなされ、結果飢饉時に大量の餓死者を出した藩の対応を厳しく批判する議論を展開する藩官僚の存在が指摘される。このような意識と、地域側で萌芽した備荒対策とがリンクし、天明飢饉を経て文化 4 年（1807）の赤子養育とその裏付けとなる貯穀につながるような、地域の行財政的な危機管理を生み出す潮流を形成したとの見通しが示されている。

その一方、実務官僚・玉虫十蔵の動向を通じて、藩官僚制の視点から仙台藩寛政改革の再検討を行ったのが J. F. モリス氏である。その論点は多岐にわたっているが、本稿との関わりでは、菊池氏が指摘した「飢饉移出」が、官僚機構においては藩主家財政への貢献

として評価されていたという指摘〔モリス 2006：43-46〕が注目される。ここで提起された、仙台藩官僚たちが藩主家や藩士の成り立ちという「公」を背負った存在であるという視点は、本稿で検討する天保期も含めた 19 世紀の仙台藩官僚の動向を検討する際にも欠くことが出来ないと考える。

すなわち、19 世紀以降の仙台藩官僚制の歴史的評価を行う上では、領民の生存保証と、藩主家の「財政」という二つの「公」の整合性がどのように意識され、さらに実際の政策へ反映していたかどうかという問題が、重要な論点となろう。本稿での分析に際しては、二つの「公」が復興プランの中でどのような形で現れているかという点にも留意して分析を行っていくことにしたい。

1 「民間盛衰記」成立の背景—仙台藩士・荒井東吾と天保 7・8 年飢饉

(1) 仙台藩士・荒井東吾の略歴

本稿で分析対象とするのは、仙台藩士・荒井東吾（宣昭）が、天保 8 年（1837）8 月から翌年 10 月にかけて記した、天保 7・8 年飢饉からの復興に関する意見書や、役人としての実務に関する書類を自らとりまとめた「民間盛衰記」という表題の史料である^(注1)。構成については表 1 の通りである。以下、「民間盛衰記」からの引用は表 1 の番号をカッコ内に記す形で行う。

表題中の「民間」について、荒井自身による定義づけはない。ただし意見書中の用法を見る限りでは、領「民」の「間」、すなわち領内に居住し年貢諸役を負担する領民の全体を指す用語として用いているようである。この「民間盛衰記」については仙台藩官僚が「民風」の悪化、すなわち領民の生活・風俗全般の変化を憂慮し、飢饉を「天幸」とした社会改革の必要性を述べた事例として指摘され〔難波 1993：134〕、これも含め荒井が仙台藩政に対する詳細な意見書を提出した人物として紹介されている〔森 1996：47-48〕が、荒井東吾自身についての検討は、これまで行われていない。なお荒井は現在確認されている限りで、文政 6 年（1823）から安政 6 年（1859）にかけて 21 冊の意見書・教諭書を残している^(注2)。その中の一つである「民間盛衰記」を分析する本稿は、荒井東吾という下級官僚を通じて、化政期から幕末期の仙台藩社会政治史を素描する最初の取り組みでもある。

荒井東吾は禄高 29 石、家格は仙台藩の最下級の武士である大番士であった^(注3)。また慶応元年（1865）70 歳で没したとされるから^(注4)、寛政 7 年（1795）生まれ、「民間盛衰記」所収の最初の意見書を作成した天保 8 年時点では 44 歳ということになる。役人としての荒井の経歴については 17 歳の文化 9 年（1812）で「卑役」に付き、その後 40 年余り下級役人として過ごしたとされるが、より具体的には、荒井が「民間盛衰記」の外にも

表 1 荒井東吾「民間盛衰記」記事のまとめ

番号	年月日	差出 → 宛先	内容
1	天保八年八月十一日	荒井東吾→符(原)一学(筈)	柴田・刈田郡村々の状況報告(前年の凶歳の被害、宿村騒動、当年作柄、先役勤方)
2	天保八年八月十三日	荒井東吾 → 筈(原)一学	在村にて「田の草角力」など免じられたき事
3	天保八年八月十三日	荒井東吾 → 筈(原)一学	宿場無類に衰えるにつき、刈田郡山中七ヶ宿での「給仕女」召抱御免願
4	天保八年八月二十日	荒井東吾・馬籠民助→「筈原一学殿へ直々指出」	来春仕付(田植)の金穀調達のため志願献金の基準伺いと伊達郡金主取組方につき
5	八月廿六日	荒井東吾 →	裨田の惣毛につき委細吟味(別紙「覚」とも)
6	九月六日	荒井東吾 →	御救助金穀調達のため「永金銘」御免願
7	九月九日	荒井東吾 →	裨田不作引方につき上申
8	八月	荒井東吾 → (筈原一学)	6の再願(出入司より「難成吟味」との通達あり)
9	天保八年十月	荒井東吾 → 「筈原一学殿へ直々指出」	・向こう九ヶ年間の年貢定免、用悪水路普請も村請とする
10-1	享保四年二月		「百姓御條目」(農業出積、風俗、生活規制)……
10-2	安永六年九月		(強訴徒党基合の公儀触)
10-3	(不詳)		「山林御條目」(御林、神社仏閣、居欠根の伐採、管理規定)
10-4	寛政十年		(農業出積、生活規制、御普請村役にて出積、山林制道、密穀取締、諸債取り立て方につき)
11	天保八年十月八日	(荒井東吾) → 「其身之旨として勘弁取扱可申心得之次第、品々直々申談、刈田飯大肝入伝右衛門へ相談し候事」	備荒貯蓄についての献策
12	(天保8年)十月	荒井東吾 →	柴田・刈田の田畑荒所を「備田畑」となすべきこと(人足・入用書上および両所での御備金穀返済の見積書とも)
13	天保八年十一月朔日 「上書演告書覚」	「右演告書考役兒玉覚之丞へ相談し遣候事」	「前書」(12か)の起返田畑からの年貢を御城下御備へ、作徳分を「御御備」とする願
14-1	天保八年十二月朔日	(荒井東吾/藩の通達カ) 「右ハ大肝入引添、村々肝入検断共へ直々申談、覚書ハ大肝入へ相渡候事」	年貢米および御買米・御年貢大豆、皆納の上年内石巻まで津着相成るよう/荒所起返・無仕付地への耕作見詰、民間当時より来新穀までの立行吟味/脱石防ぎについて達し
14-2	天保八年十二月四日	(荒井東吾) →西磐井大肝入・大槻太兵衛	「扱其許之災難、時節とハ年申干万気之毒…身保護専一ニ在之、再び世に相出候時節も可在之」
15	十二月	荒井東吾・大内権弥 →	「荒所起返方御用係り」の任命・身分につき願(任命希望者の書上とも)
16-1	(天保9年)正月	荒井東吾 →	「荒所起返方御用係り」への土地付、開発地について願
16-2	天保九年正月		(西岩井・下伊沢での凶議での入敷減・散田高など見積)
17	(天保9年)二月	(荒井) →伊庭宗七郎	覚(荒所起返方御用係り仰せ渡されたき事) →二月十三日御下知済、苗字帯刀為仕)
18	(天保9年)四月七日	荒井東吾・大内権弥 →	(西岩井・下伊沢村々の様子報知)
20	天保九年閏四月(17日)	目黒丈之助、相澤儀伝太、大内権弥、荒井東吾 →伊庭宗七郎	(西岩井、下伊沢村々での手余り地高および起返方入料の見詰書上(6通)
21	(天保9年)八月五日	荒井東吾、大内権弥 →	西岩井・下伊沢村々にて違作の模様につき達
22	(天保9年)十月廿七日	荒井東吾 → 筈原一学	「御封内御竿入直」然るべき事、「御財用之源」は「米塩之権」であり、その他の産物は「下之望」に任せられるべき事

多くの意見書を残しており、その記載などから断片的に判明する(表2)。天保2年(1831)2月15日には「赤子教導役」を拜命し、その後50日間かけて藩領南部を廻村し墮胎・間引きの防止など生活教諭を行ったという^(注5)。また天保5年(1834)4月の意見書^(注6)では、在方支配の臨時的な役職かと思われる「御郡方当座仮役」を皮切りに「諸御役」を勤め、就任時期は不明だが天保4年10月まで代官を勤めたという。その役替後の11月に病気で職を辞したが、「押而罷出候様」命じられたため、翌5年1月から「御郡方吟味役考仮役」として再勤している。赤子養育関係の役職や代官といった、仙台藩地方行

表2 荒井東吾の略歴

年月日	役職	典拠
文化9年(1812)	「卑役」に就く	①
天保2年(1831) 2月18日	「赤子教導役」を拝命、藩領南部での生活教諭にあたる。	②
天保4年(1833) 10月	代官退役	③
天保5年(1834) 1月27日	御郡方吟味役	③・④
天保5年(1834) 2月11日	同上 退役	④
天保8年(1837) 8月	柴田・刈田郡代官	⑤
天保8年(1837) 11月	西磐井・下胆沢郡代官	⑤
天保11年(1840)	山林奉行	①
天保11年(1840) 10月28日	(南郡)郡奉行	①⑥⑦
天保12年(1841) 1月25日	南郡郡奉行 免職	⑦
	・「再三御役御免願ひ申上奉り、御役御免成下され候」	⑧
	・名取郡増田(宮城県名取市)に退去し私塾経営・史籍収集を行う	①
嘉永6年(1853) 1月	(奥郡)郡奉行に復職	①・⑨
安政元年(1854) 8月	出入司へ昇進(同前「上書」)	①
安政3年(1857) 8月	「三ヶ度御役御免申上奉り早速下仙 御役御免成し下され」	⑧
安政4年(1858) 10月	「老を以て職を辞す」	①

- (典拠) ① 菊田定郷編『仙台人名大辞典』(復刻版)
 ② 「赤子養ひ草」(高橋梵仙『日本人口史之研究』第2所収)
 ③ 「天保5年6月上書」(石垣宏ほか編『翻刻荒井宣昭選集』所収)
 ④ 「天保凶歳日記」2(東北大学附属図書館所蔵)
 ⑤ 「民間盛衰記」
 ⑥ 「天保凶歳日記」5(東北大学附属図書館所蔵)
 ⑦ 天保12年富沢村「御用御触書留帳」『柴田町史』資料編Ⅱ所収
 ⑧ 「安政3年上書」(『翻刻荒井宣昭選集』所収)
 ⑨ 『気仙郡大肝入吉田家文書』第3集

政の現場を豊富に経験し、藩から病気を押しての出仕を求められるほどの行政能力を認められた人物であったことがうかがえる(なお、本論に關係する仙台藩の行政機構について図に示したので参照されたい)。もっともモリス氏が指摘するように[モリス2006:43-46]、藩の上級官僚たちが期待した「能力」とは、藩主家の財政をどれだけ潤すことができるかという意味であった可能性にも留意しておく必要がある。

「民間盛衰記」に収録された史料の時期、その内容から、荒井は天保8年(1837)8月より11月まで柴田郡、同年12月以降は西磐井郡および下胆沢郡で代官の職を勤めていたと考えられる。意見書の多くは、主として両郡での飢饉復興政策に即する形での具体的な政策提言を、直接の上役である郡奉行であったと考えられる笠原一学に対して行ったものである。それゆえ、天保飢饉の被害状況や、飢饉という社会状況の中で浮かび上がってきた、当時の仙台藩農政が抱える構造的な問題を知ることの出来る史料だと評価できよう。

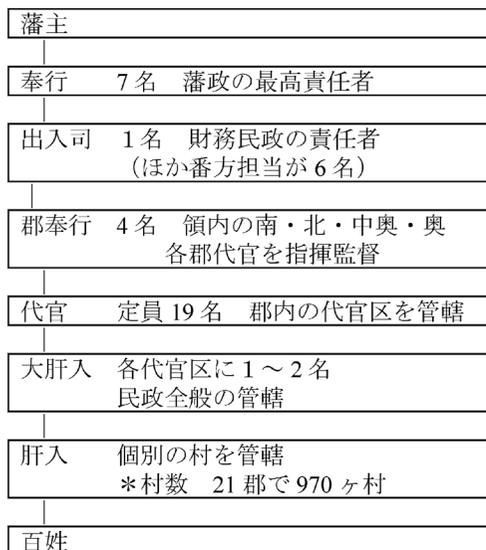
(2) 「民間盛衰記」成立の背景—仙台藩の天保7・8年饑饉をめぐる政治動向

「民間盛衰記」成立の直接の契機は、仙台藩における天保7・8年の飢饉である。その飢饉の状況については最低限の言及にとどめたいが、荒井の政策提言を規定したと思われる政治動向について確認しておくことにしたい。

① 「凶年」と「御直書」

最初の前提となるのは、天保7年(1836)8月16日に出された、藩主・伊達斉邦の「御直書」である(注7)。

図 仙台藩の地方支配機構



(平重道『仙台藩農政の研究』日本学術振興会 1958年 31-38頁より作成)

■文化10年(1813)「伊達家世臣」

知行高	人数
10000石以上	8名
1000石以上	69名
500石以上	123名
300石以上	256名
200石以上	167名
100石以上	584名
50石以上	775名
30石以上	592名
諸組土	912名
凡下扶持人	5250名

「伊達家世臣 文化二年癸酉年改」
(『源貞氏耳袋』2)より

天保7年は春先から気候不順であった〔菊池 1997: 198-199〕。禄高50石の下級藩士であった別所万右衛門の記録によれば、春先から低温・長雨の天候不順が続き、六月には「凶年」となるとの認識が広がっていたという(注8)。仙台城下町では藩による米穀の払い下げが実施され、7月26日には食糧確保のため有力商人たちが他領米の買付を命じられている。有力商人の資金を活用しながら、早急な対応が成されていたといえる。それにも関わらず同月末には「世間凶年決定、天明之飢饉より増二成可申ト大患ス」(注9)と、仙台藩で20万人前後が餓死したとされる天明飢饉〔菊池 1997: 161〕をさらに上回る被害への不安が高まっていた。「御直書」はそのような状況の中で、「惣登城」を命じられた藩士たちに、藩主からの「御直々品々被仰出」とともに、側役の近習目付から朗読の形で通達されたのであった。その内容で注目されるのは次の2点である。

最初は、これまで「紙上文面」だけで行われていた役所間の吟味について、「他役所等之者たり共、成丈熟談相合」と、担当役職の垣根を越え直接協議することが指示された点である。大規模な災害に対し、行政担当者間の協議が不可欠だという認識が示されている。その一方、藩政機構内部の問題として、各役職ごとの独立性とそれにとまなう政策の不徹底という問題〔モリス 2007: 39-41〕、が、天保期に至っても解消されていないということをも示唆している。飢饉という危機を契機に、そのような状況を克服していくことが、藩主の意志という形で示されたことは、藩官僚制における一つの画期であったともい

えよう。

次に、飢饉という「国家如斯形成、誠危急之場」に際し、藩官僚部の議論だけではなく、藩全体に献策が求められた点である。対象は天保4年に通達された藩士の「身持儉約」および「郡村町家取並（ママ）」も含め、この危機に際して「国家万民之ためと存付候義」はもちろん、「財用之儀」や、通達では藩主を示す「我等」の「不行届之儀」にまで及んでいる。飢饉からの「国家万民」の救済策に加え、天保7・8年飢饉以前から問題になっていた藩士層の生活や領内の民政、藩財政の再建、さらには藩主家の動向に至るまでもが献策の対象とされたのであった。

「国家万民之ため」の献策を求められた者は、藩士では「重役之者」に加え、「無役之面々」、すなわち役職には就いていない無役の藩士も含まれていた。これに加え、「凡下扶持人」も対象となっていた。彼らは献金など藩への功績に対して扶持を与えられた百姓たちであり、その中には特に19世紀以降、藩領各地で地域行政を主導する地域リーダーが多数含まれていた〔佐藤2009：64-71〕。天保7・8年飢饉という危機的状況において、下級藩士、さらには献金百姓という限定付きではあるが領民にも「国家万民之ため」の議論の場が解放され、意見を提示する機会が出現したのである。しかも献策の提出については「事入組候義」であれば「我等直々」、すなわち藩主が直接に承けるとされていた。

この点と関連して、天保4・5年飢饉時には、図で示した藩政機構内部での稟議制による意思決定過程を逸脱する形で、実務官僚さらには無役の藩士から藩主への「直訴」が相次ぐ状況であった^(注10)。飢饉を契機として、藩士層全体で役職の有無を問わず藩財政や領民統治に対する危機感が高まったことが背景であった。そのことを背景に、天保7・8年飢饉というさらなる危機的状況の中で、仙台藩では藩主の意志として既存の意思形成過程を越えた議論を行うことが公式に認められたのである。後述するように「民間盛衰記」そのものは基本的には地方支配機構内部で民政の課題を協議するというものであったが、荒井の動向も含め、当該期の仙台藩の政治運営を考察する上での背景としてこのような言論状況の存在を前提にする必要があろう。

なお、ここで「国家」という語句が示す範囲は、明らかに仙台藩であり、「国家万民」が藩士と領民を指すことも、献策が対象とする政策課題から確実である。J・F・モリス氏によれば、仙台藩では寛政改革期の藩官僚の献策書や訴願文書の中に、武士と領民を藩主の下で一体視する意識の萌芽が見られるとの指摘がある〔モリス2006：12〕。モリス氏はこのような言説を「藩民国家」論として評価する一方、直後の政治過程の中で抹消されたとしているが〔モリス2006：48〕、筆者はこのような意識はむしろ化政期以後地域社会や下級藩士にも浸透していき、天保4・5年飢饉時には「国民」という語句に集約されていたとの見通しを提示した^(注11)。すなわち、寛政期の「国家」意識はその後も下級藩士

や地域社会で醸成され続け、天保7・8年飢饉という未曾有の危機の中で、ついに藩主の側からも「国家万民」としての一体感を積極的に主張するという状況が生じたとも評価できよう。しかも、その「国家」は、藩主の「不行届之儀」でさえも議論の対象とするような、藩主の立場や意見を相対化しても維持すべきものとして位置づけられているのであった。むしろ、これは飢饉に臨む藩主としての気構え、強い危機感を表明したという側面はあっただろう。しかし、藩主家の動向や藩政機構のあり方にまでも踏み込むような献策が、「国家」の維持を理由に藩官僚や無役の藩士、さらに有力領民にまで許されたことの意味は重要である。献策する側としては、既存の制度などにとらわれない発想での議論が可能になったのであり、荒井の「民間盛衰記」に掲載された意見書についても、このような背景を持つものとして理解すべきであろう。

(3) 仙台藩の救済策と代官

第二の前提が、現実の飢饉の過程で、代官たちが直面した行政運営上の既定条件である。

前述したように、仙台藩では城下町の有力商人に他領での米穀買入を命じて食糧確保を図った。資金の確保、さらには城下町商人から登用された勘定奉行・佐藤助右衛門による救済策が奏功し、城下町については極端な飢餓状況を回避できたという〔仙台市 2003 : 114-120〕。別所万右衛門の記録にも、天保8年4月中旬から下旬にかけて越後米8000俵が到着し、「右ニ而よふよふ町々諸士共ニ御救助間ニ合候事」^(注12)と、他領米により城下町在住の藩士および町人たちが危機を脱したことが記されている。

一方で、その代償となったのが、領内における正金の極端な不足であった。他領米購入の実施により、仙台藩からは正貨30万両が流出したとの指摘がある〔伊東 1979 : 224〕が、すでに天保8年初頭の段階で、「郡村」と呼ばれた在村での救済政策に影響がおよんでいた。別所の記録には、同年2月5日、出入司の桜田良佐邸で行われた、出入司4名から郡奉行および代官衆への通達が記されている^(注13)。これによれば、郡奉行は1名ずつ、代官たちは一同で、出入司で「御救助方係り」でもあった飯沢常治^(注14)より、「御救助」さらには同年春の「作立」(田植)援助の資金が、金銭逼迫のため「迎も御手筈御行届可被遊候様無之」と見込みが立たないため、今後は各郡および代官の管轄でそれぞれで「世話行届」くようにするよう指示されたという。地方支配担当の役人達は、飢饉のただ中に、その財源を自ら確保する必要に迫られたのであった。他の出入司衆の「森義兵衛江何分御苦勞ニハ候へ共、御行届ニ相成候様被相勤候様致度申談候計、外山崎源太左衛門ハ一言之口添も無之、桜田良佐ハ大ニ苦勞至極と申計」との発言を記録した別所は、「見殺し之^(虫損)□□御吟味」だと厳しく批判している。それを裏付けるかのように、天保8年正月の時点で城下町では「種々手配」により「別ニ是と申騒も不及」と平静が保たれる一方^(注15)、「近在遠在山根々々に住宅致衆、手段に尽果、渴死人數夥」と、山間部の村々で

は万策尽きた人々が大量に餓死していた^(注16)。また、石巻（宮城県石巻市）周辺13ヶ村では、天保7年春の人口17312人中、翌8年4月までに7966人が死亡したという〔菊池1997：202-203〕。様々な問題が複合していると考えられる点は後述したいが、山間部や沿岸部では大量の餓死者を出したのであった。

このような状況の中で、仙台藩では前年に比べて持ち直した天保8年秋の収穫を江戸廻米への充当していた。別所の記録によれば、「江戸御借財」返済のために11月中旬までに石巻から17~8艘分の米穀移出がなされ、米不足と米価高騰を引き起こしていたという^(注17)。また、荒井が西磐井で代官を務めていた天保8年12月1日に領内村々に通達された「覚」（14-1）では、出入司衆から「御用石」（年貢米・大豆）の早期の石巻廻米、来年収穫期までの農村「立行」のため領内で金1万両分の献金調達が指示されている。その中では「凶歳」を「莫大之金穀御買入」で凌いできたが、これ以上は「何様にも難被為及」として、「是非に此上は衆之力を以御行届被遊候外無之」との出入司衆の「一統御趣意」が示されていた。救済のための米穀買入で資金難に陥った出入司衆は、借財返済優先とともに、今後の救済を「衆之力」、すなわち地域社会に依存する方針を明示したのであった。

在村への救済を後回しにして大量の餓死者を出し、なおかつ江戸廻米を優先する一連の出入司たちの対応は、これまでの研究で指摘されている「御救」機能後退を示す典型例にも見える。とはいえ、出入司たちの対応には、彼らなりの状況判断に基づく政策対応という側面も指摘しておきたい。仙台藩では天保4・5年飢饉を受け、仙台北下町の備荒貯蓄について、出入司衆と奉行衆との間で議論がなされている^(注18)。その中では在村の飢饉対策について「糶雑石等御郡備、又自分備等有之、其上何程凶作と相成候而も、少々糶等も相出、麦・粟・稗等、又ハ山野之糧等有之、何様ニか取續候儀も有之」という認識が示されていた。ここからは菊池勇夫氏が19世紀における見通しとして指摘したように〔菊池2003：410-417〕、天保初年の段階において藩が関与して郡単位で設置された「御郡備」や、地域リーダーの出資を基にした「自分備」とよばれる備荒貯蓄が広範に展開していたことがうかがえる。在村ではそれに加えて屑米や雑穀の確保も容易であり、山野河海の救済機能〔菊池1994：149-191〕とあわせて、地域側の力量により生命維持が可能だと認識されていたのである。その一方、米穀購入者が多数を占める仙台北下町では、天保7年12月には、城下金勝寺の御救小屋に他領者も含む「流民」700名が収容され、藩から施粥がなされていた〔仙台市2003：119〕。藩政機構では米価対策や居村を離れて流入した人々の保護と治安対策〔菊池1997：106-107〕といった都市政策を優先させていたのであった。

また、天保5年（1834）10月には、大坂の升屋平右衛門が、寛政12年（1800）以来

の仙台藩蔵元商人の地位の辞退を申し入れていた^(注19)。升屋の信用力に担保されていた藩札の価値は下落し〔伊東 1978 : 433-437〕、さらに前述した救済米の購入による正金の流失がインフレに拍車をかける状況であった。出入司たちは、収支を度外視した買米で救済を実施し、城下町については一定度の成果を挙げる事が出来た。しかしそのことで、飢饉以前からの借財がさらに増大することになった。飢饉以前からの信用不安も含め仙台藩に対するさらなる信用低下を招きかねないと判断し、返済優先のために廻米を実施したということであろう。都市政策に加え、藩の信用回復が求められる状況でもあった。その政策により特に在村に多数の餓死者が出たことは、藩財政官僚の現状認識の不十分さを示すともいえるが、このような財政官僚の政策が、人口半減にも至るような被害からの救済や復興に関わる荒井ら民政担当官僚との対立を内包したものであることはいうまでもない。

以上のような状況の中で、荒井はまず山間地も多く「別而立行之間甚六ヶ敷、為夫か人氣も不然相み得、一体にて無類に相衰候様子」(6) という状況になった、柴田郡・刈田郡管轄の代官として地域復興に取り組むことになったのである。なお、表1で示した「民間盛衰記」の多様な内容の全てを分析するのは紙幅の関係もあり難しい。そこで、本稿では備荒貯蓄と荒地復興の問題にしぼって分析したい。米穀の生産と再分配をめぐる問題は、冒頭で述べた二つの「公」の関係を考察するのに格好の素材だと考えられるからである。併せて、荒井の財政改革に対する提言から、荒井の財政を中心とする政治理念についても考察することとしたい。

2 「御困米」と「備田畑」—備荒貯蓄をめぐる藩政機構と地域社会

仙台藩における備荒貯蓄の展開については前述した通りであるが、荒井の「勘弁書」(11)には、天保7・8年飢饉に際して柴田郡と刈田郡で貸し付けられた米穀および金銭の高が書き上げられている(表3)。約3000石の米穀貸し付けが行われていることは、貯穀が実際に機能していたことを改めて裏付けるものだといえよう。しかし、天保4年および天保7年の二度の凶作への対応により、両郡では芻が「貳拾五石程」、大麦が「六拾石程」と「無類之御備薄」(12)に陥っていたのである。備蓄がほぼ枯渇する状況の中で、「跡々備振之儀、吟味仕候様品々被仰渡」(12)と、その回復が重要な政治課題として藩政機構内部で議論されていたのであった。

荒井の備荒貯蓄に対する意見は、刈田郡の大肝入に対して「品々直々申談」じた上で渡したという、天保8年10月15日付の「勘弁書」(11)と、同月に直接の上役である郡奉行・笠原一学に提出された意見書(12)の2点が挙げられる。最初に、前者の内容について検討することとしたい。

表3 天保7～8年 柴田郡・刈田郡での御備金穀貸付高

種類	貸付高	備考
粳	2453石8斗9升1合6勺4才	148石2斗5升 御救助被下分
大麦	488石5斗3升9合5勺3才	29石 7升 御救助に被下分
金	2872切3分2リ3毛御備高	2032切5分3リ8毛 年賦御貸付分

(1) 再貯穀をめぐる問題

「勘弁書」の冒頭で、荒井は百姓への生活教諭について述べる。荒井は「天地人は活物」であり、「天地は無尽蔵」であるとの前提に立ち、「男女働き次第出精なる」百姓は「富み」、「農事に怠」る百姓は「貧」だとしている。无尽蔵な資源を生み出す自然への働きかけのあり方が貧富の分かれ道であり、男女を問わず「出精」な百姓を高く評価したのであった。その上で、荒井は備荒貯蓄の現状について説明している。天保4年および7年の凶作で「御田米之粳雑穀」と「御備金」が使い果たされる一方、「当年」（天保8年）は「熟作」となったが「人勢相衰」えるために「氣候外之不作」が生じ、「明春作立之見詰」が立たない状況になったという。さらに備蓄された金穀を拝借したのは多くが「貧民」であり、同年暮れの返済もおぼつかない状況であった。飢饉の人的被害にとまなう生産基盤へのダメージが、翌年の米穀収量に影響し、さらに翌々年以降の作付を減少させるという悪循環は、備荒貯蓄の回復にも大きな影響を及ぼすことはいうまでもない。一方、この時期の仙台藩「御田米」や「御田金穀」の貸与は、その年の収穫などにより年末までに全額返済されることを前提として運用されていたこともうかがえる。しかし、多くが「貧民」に貸与された金穀の回収は極めて困難になっていたのであった。

このような状況をふまえ、荒井は「民間金穀相備」、すなわち地域社会による備蓄の重要性を強調する。荒井はこれを「新之事にも無之」として、中国や日本で古来行われたとされる備荒貯蓄の具体例を論拠として示している。中国については、漢の常平倉、隋の義倉、南宋の朱子による社倉のいわゆる三倉を挙げる。続けて日本の事例として、「仁徳天皇之御代」に加え、「楠正成撰河泉之三か国を領せし節、右義倉之法に基き相備」えた事例が提示される。これらの事例をふまえ、荒井は「三年耕して一ヶ年の食を余せる之法に習」った備荒貯蓄の必要性を主張するのであった。具体的には、「百姓」の作徳の20分の1とともに、村内では「貧富之分段」に応じ、特に「富者」が負担して貯穀を進める。貯穀については村役人が「厚く世話」し、「上之御威けん（威厳）を以御蔵え相備」えることで、4年間で拝借分の米穀や金子を返済が可能だとされた。荒井は最後に、「禍福吉凶はあざなへる縄のごとく」であるから、「当時富居候者」が「子孫二至貧敷」なることもあり得よう。したがって「当時人の為に相備」えることは「心能も存間敷」ことではあろうが、それを「忍ひこら」えて「貧民の為」に備荒貯蓄を行えば「子孫繁昌なる事

疑なし」であるとして、「細ク永ク」制度を運用すべきであると教諭するのであった。

荒井の提示した「三年耕して一ヶ年の食を余せる之法」とは、儒教書「礼記」の「王制編」の一節からの引用であり、近世社会においては18世紀半ば以降の仙台藩領など、領主や地域社会による備荒貯蓄政策の根拠として、各地の実情に応じて応用が図られていたという〔菊池2003：358-374〕。同様の背景で受容されたという三倉〔菊池2003：352〕も含め、荒井もまたこれらを地域の危機管理における理想像として認識し、天保飢饉後の仙台藩における貯穀政策の理念として提示したのであった。一方、このような貯穀制度を実現した日本の為政者として挙げられる仁徳天皇〔鍛冶2003：17-23〕と楠木正成〔若尾1999：76-96〕については、いずれも近世において理想的な為政者としてのイメージが広く受容されていたという。荒井の引用もこのような認識を共有していたことが前提であろう。一方で楠木正成については、春先に種籾を貸し付け、秋の収穫に際し一割の利息を加えて返納させるなどの勸農機能を果たす「明君」としての像〔若尾1999：88〕が、「礼記」の理念に即した備荒貯蓄策を実現した指導者として転化したとも考えられ、地域固有の正成像の存在をうかがわせる事例として注目される。以上のような引用や解釈を仙台藩における政治思想の展開において位置づける作業は今後の大きな課題とせざるを得ないが(注20)、ここでは天保飢饉という危機に直面した仙台藩の実務官僚が、特定の思想のみに依拠せず、知識を総動員して政策の根拠を論じ、その実現を図っていたことを確認しておきたい。

その一方、荒井が実際の政策として大肝入に提示した内容は、基本的には仙台藩で文化年間以降に展開したとされる、地域社会の力量に依存して藩が管理責任を負うという、半官半民での備荒貯蓄策〔菊池2003：417〕のありかたを確認するものであった。特に「富者」の貢献を強調する荒井の主張については、一見すれば地域側への依存をさらに強めるものだったともとれる。その背景となる地域側の備荒貯蓄をめぐる状況はどのようなものであったのだろうか。

荒井の担当する柴田郡の事例として、同郡村田町(宮城県村田町)の紅花商人大沼養之丞家の記録には、天保4年から8年の凶作をめぐる百姓層の動向と備荒貯蓄の状況が示されている(注21)。柴田郡では天保4年凶作の影響を免れる一方、「大凶歳」となった「最上・秋田・南部」からの「引合」により米価が高騰していったという。このような状況の中で地主層を指すと考えられる「大作人」が利益を確保する一方、それ以外の「御百姓衆」も「又々右様之年柄ニ出合申度」と、地域間での価格差により販売利益が確保できる状況を歓迎していたという。柴田郡では翌5年も「上作」となったが、天保7年凶作に際しては、「貯ものハ一切無之」となり、その結果「餓死者数々」を出す事態となったのであった。記録には天保5年以降の米穀移出についての具体的な記述はないが、相場の高騰に

任せ、郡内の百姓層全体により過剰な米穀移出が進められたことは確実であろう。そのことが、多くの死者を生み出す原因となっていたのである。前述した「礼記王制」について、個別の百姓経営論においては、目先の利益確保に負われ備蓄を怠る人々に対する警告という文脈で引用されることもあったという〔菊池 2003 : 369-373〕。柴田郡の事例はまさにその指摘通り、実際の飢饉下で米価高騰を目前にして「御百姓衆」による過剰な米穀移出が行われ、自らの生命を脅かす結果をもたらした典型的な例といえよう。

そのことに加え、大沼家の記録からは飢饉下での備荒貯蓄の運用自体にも問題があったことも明らかになる。天保15年(1844)12月、大沼養之丞家が村田町内の石生御蔵へ備蓄1俵を供出したことと関連して、同蔵での貯穀の経緯と天保飢饉下での運用について記されている。それによれば、石生御蔵での貯穀は「先年」に村田町の「株式之者共」から1俵が供出されたことに始まるという。村の有力者達が提供した貯穀は「村備二御郡方迄相達」、すなわち村が主体で貯穀を管理し、代官ら藩の郡方役所が承認するという管理形態がとられていた。ところがこの備蓄は、天保4年および7年の飢饉に際して使い果たされた。その理由は、「借人之者共飢饉、就てハ死荒退散」と、荒井も指摘したような、対象者の死亡や退転により融資の回収が不可能になるという事情に加え、「村役付之旁自由に仕、喰潰し」たためであった。したがって村役人達は備蓄の枯渇を藩に上申することが出来ず、藩役人の検分に際して「ぬか、あわから等」を俵に詰めて乗り切っていたという。養之丞家では「追々右様二有之而ハ難相成」と、虚偽の報告を続けることに危機感を持った村役人からの依頼を受け、毎年上記の備蓄1俵を提供することになったのであった。備蓄が枯渇したのは、村役人達による不正利用にも一因があったのであり、それにも関わらず村役人は資産家達に補填を依頼してきたのである。

実は荒井の意見書にも、柴田郡内の村役人による「喰潰し」の具体例が記されていた。荒井は柴田郡代官への赴任直後、柴田郡本砂金村(宮城県川崎町)での村方騒動について報告している(1)。同村の村役人三名が「村方難渋」を理由に村田御蔵から拝借した1俵を、村民に対する手当てではなく販売に充てていた。さらに売り上げを「自由に仕」って、同年暮の「下直なる1俵」の購入で返済して私腹を肥やそうとしていたとして、退役が要求されたのである。村田御蔵と石生御蔵は同一と考えられるが、米価が高騰する中で、救済の担い手となるはずの村役人が職権を濫用して不正な運用を行っていたのであった。本砂金村のその後の動向については不明であるが、荒井の提言の背景の一つには、自らが見聞した、備荒貯蓄をめぐる村役人の動向についての情報があったことは確実であろう。

しかもこのような不正利用は、貯穀の運用主体である村役人に限ったことではなかったようである。荒井が担当する地域ではないが、気仙郡今泉宿(岩手県陸前高田市)の検断記録には、天保4年凶作時の藩の貯穀貸し付けをめぐる興味深い動向が記されてい

る^(注22)。気仙郡では天保4年12月初めに穀物の「御貸し方」が実施されることとなった。今泉宿では人数割りについて「村・町吟味」を行い、「当分よろしき百姓」を除く「十四・五軒」に対し粳と麦が6升ずつ、稗3斗が貸し付けられた。ところが「当分間に合い候につき除かれ」た者たちから不満が挙がったため、稗2俵ずつが「人頭割り」で貸し付けられたという。一方、「天明年中凶作」（天明4年凶作か）に際して、気仙郡では天保4年を上回る「諸穀不足」だったにもかかわらず、穀物の拝借を願い出る人が現れなかったため、「極貧者」の「名前など貸」して拝借させる状況だった。ところが今度の凶作では「少々穀物もちたる者も拝借して売りたる」という風聞であった。このような形で備蓄が取り崩されたため、気仙郡では「御上様」による「極貧にて助命なりかね」る者への手当が行き届かなくなったのであった。

気仙郡の事例は、飢饉による米価高騰の影響をすぐに受けたくないような「当分よろしき百姓」や、わずかながらでも所持米を持つ人々までもが備荒貯蓄を不正に利用し、実際に救済を必要とする「極貧者」の生存を脅かしていたことを示している。記録の別な箇所では、「拝借穀」は「極貧民へばかり貸し付け」られるので、「上民・中民・下々民」はなるべく拝借を願い出ないようにとの記述がある^(注23)。「当分よろしき者」には富裕層と考えられる「上民」や、ある程度の経営規模を確保していた層と思われる「中民」に加え、状況によっては「極貧民」となるような「下々民」の人々までもが含まれていたといえよう。今泉宿では「極貧民」と、凶作による米価高騰の影響を直ちには受けたくない人々である「当分よろしき百姓」との区分を村役人が行っていた。この両者を分かつ基準は判然としないが、救済の対象外となった人々からの不満に対応して貸付対象を拡大したのは、より多くの人々の救済要求に応えようとする、今泉宿検断ら村役人の責任意識の反映だと評価できよう。ところが、貸し付けを受けた人々は、その米穀を自らの飯米として用いず、即座に販売してしまったのであった。不作の兆しが見えた天保4年8月以降12月に至るまで「諸人」が在方で「諸穀」の買付を行うような、貯穀ではなく販売利益を追求を最優先するような動向も含め、今泉宿検断は、「五十年以前之凶作」と比べても「人気」が「悪しくなった」と評価していたのであった。

前述したように、天保7・8年飢饉時においては山間部や沿岸部で大量の餓死者が出ていた。この間、確かに藩側が江戸などへの廻米を行う動きも見られた。しかし、餓死者はそのことだけが原因のではなく、政策的に整備された備荒貯蓄制度をも悪用しながら、米穀販売による利益追求を目指した地域側の動きにも原因があったといわざるを得まい。

このような状況をふまえたとき、荒井が行った教諭の内容もより評価しやすくなるだろう。荒井の挙げる「富者」とは、地域内の文字通りの富裕者も含めた「御百姓衆」たち、すなわち生業に自らの行為によって「貧者」に陥るような、「当分よろしき者」、「少々穀

物もちたる」ような小規模経営者にまでも含むものだったと考えられる。天保飢饉の時点で仙台藩領民を覆っていた利益追求主義は、自らの所持米の販売だけではなく、備荒貯蓄制度を悪用するという段階にまで立ち至っていたのであった。このような状況があるからこそ、荒井は村役人の管理責任に加えて藩が主体的に関与して適切な運用を行うことを主張したのである(注24)。さらに「人の為」に備蓄をするのは「心能も存間敷」との指摘からは、市場原理が浸透する中で、「貧」者は自己の責任において「貧」なのであり、救済の責任を負わないという利己主義が領民全体に広がっていることがうかがえる。荒井はこれに対して、家の永続と関連させながら互助意識を喚起しようとしたのであった。

なおここで確認しておきたいのが、荒井が全ての領民がそのような不正を行うといった、いわゆる愚民感にたっていたわけではなかったということである。天保8年8月の在村における「草角力」興行許可願(3)では、「良民」が藩主導の耕地復興や用悪水路普請などに主体的に参加し、さらには家内労働に懸命に取り組んだ結果疲弊したとして、その「民風引立」に配慮すべきことが強く主張されていた。このような人々こそ、制度を悪用する人々の被害者となる可能性が高いのであり、荒井の教諭の意図は大多数の「良民」を保護することにあつたとも評価できよう。しかし制度の悪用にまで至るような状況に対して、備荒貯蓄や相互扶助の原則論の確認がどこまで説得力を持ち得たのだろうか。その根本的な対処として、荒井は次項で述べるような新たな形での備蓄プランを提示することになる。

(2)「備田畑」の設定

前述したように、備荒貯蓄の回復は藩官僚内部でも議論されていた。その中では、作況回復後の返済を前提として運用されていた制度が、貸付対象者の死亡や所在不明が多発するなかで行き詰まっていた事を指摘した。これを踏まえ、荒井が大肝入への教諭を行ったのと同時期に提出した意見書(12)の中では、手当分を「払に被立下」、すなわち返済を免除した場合の「跡々備継」について郡方で議論するよう指示が出されていたようである。

これに対する荒井の意見は、飢饉で荒廃した耕地を「備田畑」として再開発し、そこからの収穫を備荒貯蓄の原資として運用するというものであった。具体的には、柴田・刈田両郡村々で「荒所」となった田畑を開発させ、10年間は年貢免除の「荒野」として扱い、収穫された米・大麦全量を備蓄させるとともに大豆は売却して備蓄金とする。その後11か年目からは年貢と諸上納を除く収穫の全量を「無際限」に備蓄する、というものであった。一方、備蓄された米穀は、柴田郡や刈田郡の米価調整に運用し、米価高騰時には備蓄米を販売、米価低落時には備蓄金で余剰米を購入する。この運用を通じて得られた利益は、前述した備金とともに「困難御百姓共」へ無利息で貸し付けることで、「貧民より利を取らず、天地之利を計」ることが出来ると主張するのであった。なお現状では飢饉によ

り各村で発生した手余地を「備田畑」とし、それが解消された後に荒地や「新地開発」を行うという段階的な案も提示していた。荒井が地域の実情に合わせながらも、担当する地域全体に「備田畑」の設置を目指したのであった。

備蓄米の運用に米価調整機能と備金運用機能をもたせる荒井の意見が、いわゆる常平倉の発想に基づくものであることは明らかである。荒井はここでも中国の古典からの備荒貯蓄に関する知識を実際の政策に応用しようとしたのであった。その一方で運用の原資となる収穫の確保が、備荒貯蓄とともに天保飢饉後の政策課題となっていた荒廃耕作地の再開発と結びつけているところが特徴的だといえよう。とはいえ、このような発想については荒井が初めて提起したものではなく、仙台藩領では19世紀初頭から確認することが出来る。断片的な事例の提示になるが、北上川河口に位置する本吉郡吉浜（宮城県石巻市）では、文化14年（1817）に同浜肝入の主導で、北上川中洲の「荒廢の地」6貫400文（64石）を「後年の備」とするため再開発が実現している^(註25)。また天保4年に出入司を退任した仙台藩士・小松新治は、退任後の天保5年に記した意見書^(註26)の中で荒廢地の再開発と備荒貯蓄との関係に言及している。「善地」と異なり「起返」を行うような耕地は租税の負担自体が困難であるため、一旦復興しても再び「相衰」る。天保4年凶作後は「山迄も堀開」いて麦の作付けが行われるが、それらの土地もやがて同様になるだろう。紅花など換金作物の作付けが広がり、稗などの雑穀の作付けが減っているため、収量の低い土地には雑穀を作付けさせてその収穫を年貢として納めさせ「御備」にあてれば「御上下共其心掛」というのがその内容であった。以上の流れの中に荒井の意見書を位置づけるならば、おそらくは天明飢饉を契機とする19世紀初頭の地域側での動向と、藩官僚内部での意見が、天保7・8年飢饉を経て結びつき、藩の政策運営の中で議論されるようになったとも評価できよう。

荒井が上述の意見を提示した背景には、備荒貯蓄の枯渇という目前の問題に加え、従来の藩による手当の運用制度自体に対する問題意識があった。上記の意見書の中では、手当支給の対象者からは「渴々千俵程」しか返納できない現状に加え、返済をめぐる生じるだろう地域側の混乱についても言及される。10年などの年賦としても、返済の長期化の中で対象者の代替わりや村役人の交代で事情がわからなくなれば「被召上同様」との不満が生じ、それが「大勢」となれば「揉合」の原因になる。また手当の一部を免除する形で返済を求めても、「貧民」の中にも「分段」があり、「甲乙」の生じないように対応できなければ、「却而うらミを生じ」というものであった。「分段」については前述した備蓄米の支給をめぐる「貧民」と「当分よろしき者」に対応するような、手当の支給対象者内部での階層差を示すものであろう。返済能力の問題に加え、手当の対象者が多岐に及び、中には不正まで行うような人々も含まれるような状況の中で、藩による徴収が不公平だと認

識されるのはある意味当然だといえよう。受益者の返済忌避とまでいえるかどうかは留保したいが、従来の制度の継続は困難なものと認識されていたのである。

以上は実際の行政運営上の問題ともいえるが、荒井は具体的な収支の見積もりを提示すると共に、現状の制度について理念の面まで踏み込んだ意見を展開し、「備田畑」の意義を強調していた(12)。すなわち、「民間御撫育」のため現在は利息付きで貸し付けられている「御備金穀」は、利子が確保できれば「専商人之融通」となる。しかし利子を確保できなければ「不通用之根元」となる。「天地之利を専らと仕候業」をする百姓達からの利足で「御統合」するよりは、彼らに「天地之無尽蔵」を開発させ、「天地之利」により相続させるよう「御仕向」すれば「勸農之端」となる。しかし現状では「人之利」により「統合」がなされ、「天地無尽蔵利」を捨て「商道之利ニ走」るため、「農業ニ疎」くなっている。「備田畑」とは「無尽蔵御開之姿」であり、「人の利は百姓ハとらざる様ニ御仕向」となれば、自然と百姓達は「勸農ニ振向」き、その結果「豊穰之御邦内、御静謐行届」と主張するのであった。

この意見書については、末尾に「此調ハ達えハ相添不申」とあるから、実際には提出されなかった可能性が高い。とはいえ、荒井が運用の永続性を「商人」のごとく百姓からの利息収入に依拠する従来の制度に批判的だったことが明らかである。しかもそのような制度が、百姓へ「人の利」を取るような風儀をもたらしたという認識も示されているのである。荒井は前述した飢饉下での米穀販売や備蓄の不正受給を含めた領内全般の状況について熟知していたと考えられる。しかし、ここで荒井は百姓達の行動そのものには言及していない。公的な貸し付けとはいえ、藩政機構と百姓が貸借関係で結ばれることを問題視する荒井の指摘からは、藩は「商人」とは異なり、百姓を庇護すべき存在であるという彼の意識が強く反映されていると指摘できよう。「人の利」から百姓を遠ざけるため、「天地無尽蔵之利」に働きかけることが百姓の利益となるとの論理で耕地の再開発を行わせるという発想は、一見すると実態を無視した単なる農本主義にも見える。しかし、「備田畑」の開発は、当時の耕地荒廃の復興という政策課題とリンクしながら、開発による収穫を備荒貯蓄に振り向けるといういわば目的税的な発想に基づいていた。従来の金融制度に基づくシステムが惹起していた百姓と藩政機構との対立関係を回避し、受益者たる百姓たちが自ら生み出した収穫を、藩の責任で管理して百姓の庇護をする協同での危機管理システムを立て直そうとしたのであった。

天保8年11月1日付の「上書演告書」(13)では、荒井がこの「備田畑」を管轄領域を越えて、仙台藩全体での備荒貯蓄システムの中に位置づけようとする議論を展開していたことがわかる。その背景となったのは、仙台城下町の備荒貯蓄案であった。「上告演説書」によれば、天保9年(1838)より一年につき搗麦1万俵(1俵5斗入/5000石)ずつ

を「年々無際限」に郡方へ割り付け、市中の相場で買い上げて城下町に備蓄する。あわせて、「郡村備穀」についても「御軍用を始御備欠」となるので、領民の「分限」に応じて割り付けるといったものであった。「御軍用」とは軍役であるが、仙台藩ではこれに先立つ天保4・5年飢饉後の備荒貯蓄システムの議論の中で、財政を司る出入司から、藩領全体で一ヶ年2万石を「御軍用米」（兵糧米）の名義で城下町住民に対する備蓄米を行う案が提示されていた^(註27)。天保4年凶作以前にも郡方には城下町の備蓄米にあてる「御田畑」が設置されていたが、設置された村方に管理を任せた結果、実際の凶作に際して村方がその貯穀を「我物」と認識し、「気然江拘り、（城下への：筆者注）運送も難成様ニ罷成」という問題が生じたという。「御田畑」に備蓄された米穀も各地域で調達されたものと考えられるから、地域側が管理の主体となることで、その利用権も主張したのは自然なことだといえる。とはいえ、このような地域側の動きは城下町の人々の生命を危険にさらすことになった。その中で仙台藩の財政官僚は、地域の利害を克服する論理として軍役を位置づけ、「御軍用備蓄米」名義での貯穀を推し進めようとしたのであった。この際には「如何之筋」と難色を示した奉行衆から「非常備米」と称するよう指示が出ている。その後の動向は不明だが、天保7・8年飢饉に際して大規模な他領米の購入が行われたことから推測すれば、結局城下町に対するセーフティネットを築くことができないうまま、さらなる凶作に直面したということであろう。天保8年に再登場した「御軍用」の論理は、これを機に城下町向けの備荒貯蓄システムを確実に整備しようとする藩上層部の強い意欲の現れであった。

これに対し、荒井は三つの点を指摘して反対意見を提示している。藩による麦の大量購入が行われるとなれば「熟作」となっても「当時之民情」では相場は高騰し、価格を抑えて購入しようとするれば人々は「痛迷惑」を申し立てること。二つめは「御軍用」の貯穀を負担した分の年貢が免除されるわけではないため新たな負担になり、さらに「往古」ならばともかく、今や「御軍用」が何を意味するかの「御趣意」を心得る者もなく、それを貯穀の論理として持ち出しても、人々は得心しかねるだろう。さらに「大凶歳」後は麦の作付が増えているとはいえ、他領から米を買い入れるほどの不作のために麦を主食としている状況では藩の買い上げや貯穀の割付に堪えるほどの余裕はない、というものであった。限りある穀物資源を強引に再配分すれば、領民と藩との相剋を招く可能性がある。荒井は地方行政の現場に立つ役人として、地域側の利害を強く打ち出したのであった。とはいえ荒井の主張は、藩上層部が指示する備荒貯蓄システムが目指す、城下町住民の生存をおびやかすものでもあった。この矛盾を回避するため、荒井は再び「備田畑」案を提示したのである。荒れ地の再開発や収穫の運用についての骨子は前述した内容と同様であるが、ここでは「荒谷」年限明け後の年貢米をすべて「御城下御備」にあてるよう提言したのであ

た。

荒井が当初提示した「備田畑」の目的は、荒井が担当する地方行政の中で、既存の危機管理システムにより生み出される領民と藩政機構の対立を克服することにあった。それに加え、備荒貯蓄をめぐる荒井が行政にあたる在村と仙台北下町という地域間対立も発生していたのであった。当面の郡村復興・領民の生活維持という荒井の職務意識と、速やかな城下町・郡村への備荒貯蓄回復を目指す藩上層部は、全体としてはどちらも領民の生存確保という公的機能を果たそうとするものであった。荒井は「備田畑」に、この両者の利害調整という、さらなる政治的機能を付与したのであった。耕地の復興は、藩の政策としては年貢徴集の基盤を確保するということが主目的となろうが、荒井はそのことを越え、「備田畑」案に典型的なように、田地からの収穫を領主と領民、さらには城下町と在村の対立関係を克服するシステムの原資として位置づける構想に至っていたのである。

この「上書演告書」については、「考役兒玉覚之丞へ相談に遣」と、通常的意思形成過程とは異なる内的なルートで提示されていたことが記されている。さまざまな回路を通じて上申しようとするほど、ここでの備荒貯蓄をめぐる政策への危機感、さらには「備田畑」の有効性を確信する荒井の意識がうかがえよう。その後の動向について、天保9年7月6日には、「御備麦」について代官衆4名（荒井は含まれず）から、同年は相応の作柄とはなったが「諸民」夫食や「郡備」返済への充当を理由に、納入の一年延期が願い出されている。この上申に対する出入司の回答は、延期を認めつつも「一件之義等閑之事二者難相成」として翌年からの備蓄実施を強く指示するものであった。一つの事例からではあるが、荒井の意見は採用されず、藩上層部が強硬に城下町への備蓄を推し進めようとしたことがうかがえる。備荒貯蓄の資源たる穀物の分配をめぐる郡村と藩財政方の対立をどのように止揚するか、荒井にとって大きな課題となったのである^(注28)。

3 「荒所起返」と「相続相応之者」—耕地復興と地域の人材活用

「備田畑」に関する意見書から、荒井が飢饉からの復興に際して耕作地の回復を根本に位置づけていたことが明らかであろう。荒井はその資金調達を提言した意見書を記しているが、地域の有力者を通じた伊達郡など他領金主の確保や、金額に応じた特権を与えて荒所起返の資金を確保する志願献金〔佐藤2009：61-64〕の実施が主張されている。特に後者については献金への特典として、仙台藩で「銘」と呼ばれた年貢率の減免を許可することが強く主張された（6・8）。眼前の年貢収入を犠牲にしても広範な資金調達を実現しようとする荒井の要望は出入司レベルで却下されたが、ここにも民政官僚と財政方の対立が見られたのであった。

荒井の荒廃地復興そのものを問題にした意見書は、藩領北部の西磐井・下伊沢に異動し

た天保8年末から翌9年にかけて提出されている。この中では、第1章で述べた天保8年12月1日付けの「衆之力」に依存した復興策の指示に関連して、地域社会で政策主体となることが期待された、村役人や資産家など有力者層の位置づけについて議論がなされていた。以下、具体的に見てゆきたい。

(1) 「荒所起返」における人材登用

天保8年12月に、荒井が同役の代官と思われる大内権弥と連名で提出した意見書(15)では、地域側で「荒所起返」と呼ばれる耕地の再開発を行う人材登用について議論が行われていた。

これに先立ち、荒井が行政に携わることになった西磐井と下伊沢の両郡では、藩により「[出入司支配組抜並]」の者2名が「荒所起返方御用係」に任命されていた。このうち下伊沢郡の担当とされた大内清左衛門は、同郡目呂木村(岩手県奥州市)居住で、天保4年凶作時に藩で募集された救済資金に対する献金に際して金300両を献じて上記の「組抜並」身分を獲得したことが確認できる[佐藤2009:67]。郡内でもトップクラスの資産家の力量に依存して復興を進めようとしたのである。同時に、これで政策が行き届かないような場合には郡方内で吟味するよう指示されたのであった。

これに対し荒井らは、まず「御用係」が2名だけでは「金穀制導」が行き届かないと指摘する。「夫食より先立」つ、すなわち収獲への先行投資という意味もある再開発政策には、地域の「相続相応之者」でかつ「御用」の趣旨を理解するような者を多数任命する必要があると主張したのである。この指摘自体は藩の政策意図にも沿ったものだが、さらに荒井たちは、新たに登用する地域有力者については、相応の身分的な位置づけを行うというより踏み込んだ意見を提示していたのである。すなわち、有力者を登用する際「荒所起返方下役」という役職を与えた場合、百姓達に「御宛行物」(役料)を与えなければ「精勤」しないだろうが、それは「時節柄」難しい。そこで、彼らに「大肝入格」身分を与えて職務に当たらせれば、「御宛行物」よりは「猶更難有」と感じることで、彼らによる再開発もより「踏込」んだものとなるということが主張されたのであった。

仙台藩での大肝入は、表に示したとおり百姓から選出され複数の村を管轄して行政運営にあたる役職である。一方「大肝入格」とは「組抜並」と同様、藩への献金に対する反対給付の一つとして与えられる身分の特権であった。しかし荒井は「大肝入格」と献金を切り離し、文字通りの「大肝入」、すなわち複数の村にまたがる地域での耕地復興を担う行政能力に対する評価として「大肝入格」身分を柔軟に運用しようとしたのであった。

この意見書の直接のきっかけは、西磐井・下伊沢で「御用係り」に任命された者たちから出された、復興は「迎も右之者共計二而ハ及兼」ねる危機感を荒井へ「直々」に表明したことであった(20)。荒井が実務に当たる地域有力者との議論を行い、その実情に基づ

いてさらなる人材登用を提言したのである。実は荒井は柴田郡赴任中から、「荒所起返方御用」に際して村役人を「御用係り」に登用し、彼らが「大肝入格」の身分を与えられていたことが、天保9年（1838）3月8日の郡奉行からの諮問に対する荒井の回答で明らかになる^(注29)。ここからは、「御用係り」が肝入や検断といった村役人層から任命され、「金穀等差配」を行うこと期待されていたことがわかる。諮問の内容について詳述は避けるが、肝入・大肝入による従来の地域運営の中での「御用係り」の位置づけや、「文通」と呼ばれる仙台藩での身分関係に基づく書札礼（文書様式）〔籠橋2006：30-31〕を、「大肝入格」への行政文書においてどのように取り扱うかといった、従来の地方行政制度の中での「大肝入格」である「御用係り」の位置づけが議論されていた。藩の上層部からこのような諮問を受けること自体、「大肝入格」身分を活用した人材登用が、荒井独自の発想に基づき実施されたということを示している。

荒井は西磐井・下伊沢での耕地復興に際しては、柴田郡で経験した様な状況も踏まえてか「不容易」なれども「出格」の吟味を求めるといった、藩上層部への配慮も記される。そのことは、荒井が自らの政策が藩の従来の藩の行政機構に「不容易」な調整を迫るものだったことを意識していたことを示す。藩にとっては身分付与に伴う多額の献金収入が失われる事に加え、柴田郡における事例に見られるような身分獲得者の藩内での位置づけが問題となった。また「文通」については、すでに18世紀半ばの段階で、藩が地域社会の実情把握を直接把握するため派遣された下級役人に対する大肝入層の対抗意識が表面化する事例から、肝入・大肝入層の地域運営の主体としての自己意識を見出す指摘がある〔籠橋2006：47-48〕。これをふまえれば、郡奉行の荒井への諮問は、耕地復興という地域行政の最重要課題に際し、同じ百姓身分からの登用を行うことによる地域社会内部の亀裂への懸念が表明されたものと評価できる。荒井の政策は、従来の藩の地方行政運営全般に影響する問題を惹起するものだった。そのことを辞さずに政策を推し進めた、荒井の耕地復興にかける意欲をうかがうことが出来よう。

一方、荒井が西磐井郡での意見書の中で指摘する状況からは、実際に「大肝入格」への登用対象となるような地域有力者の間に、どんな形であれその活動に対する藩からの公的な保証を求める意識が高まっていたことがうかがえる。後述するように、地域の復興に当たる有力者に対し藩から様々な反対給付がなされていた。したがって再開発を契機とする経営拡大という側面への批判をかわすという意図を一概には否定できない。しかし、前述した柴田郡村田町の備荒貯蓄の事例からは、地域有力者がその社会システムへの投資を自らに責任のない不適切な運用で破綻させられ、さらに当然のごとくその補填を求められるという地域社会との関係が明らかになった。そのことは、天保飢饉期の仙台藩領において、有力者による投資も含めた社会活動を地域の公共機能と位置づける共通認識が十分に

形成されていない状況があったことを示している。これでは、いかに地域有力者に地域社会の危機管理を実現しようという責任意識があっても、その意欲を著しく削ぐ原因となることは想像に難くない。地域社会との関係において有力者が直面した危機感が、藩による身分保障とそれに基づく活動の公共性を担保することを志向する一つの要因となったと考えられよう。

以上をふまえれば、荒井の「大肝入格」による人材登用は、先に指摘した扶持米給付による財政支出の回避、あるいは大肝入が与えられていた苗字・帯刀・乗馬許可などの身分的特権〔籠橋 2006 : 29〕に対する地域有力者の希求に応じることのみを目指したとはいえない。前述した大肝入層によって地域運営が担われる実態や、彼らの主体意識までも所与の前提として、あらたに登用する地域有力者に大肝入と同格の身分を保障することで、地域復興への主体意識を喚起しようとしたのだといえよう。荒井は 18 世紀半ば以降の仙台藩領の地域運営における実態と、地域有力者がその社会活動の中で直面した状況を巧みに利用しながら、彼らを政策主体として積極的に動員することで、藩による復興政策の実を挙げようとしたのであった。

(2) 耕地復興をめぐる資金配分

一方、天保 9 年 1 月の荒井の意見書 (20) では、地域有力者から登用した「荒所起返御用係」に対する優遇措置と、彼らの資金に依存した耕地復興のあり方について議論が行われていた。

前者について、藩では「御用係」が主体となった再開発地からの年貢を「御用係」に納入させ、その他領への販売を許可する代わりに、天保 9 年の作付けに際して「手余・無仕付之地不相出」さぬ様に指示していた。「大肝入格」身分の付与に加え、買米専売制がひかれる仙台藩で特例的に直接の他領販売を許可して実利を保証しようとしたことは、地域側の力量に依存する以上、彼らの経営も担保することが政策実現に不可欠だという前提に立った政策だといえよう。むろん、その利益の一部が復興に再投資されることへの期待も含まれていたと考えられるが、藩は「御用係」による再開発により、領内全ての荒廢地での再作付けを実現しようとしていたのであった。

これに対し荒井は、優遇措置自体には賛意を示しつつも、「下え右之御趣意相發候へバ、忽ち奸を生じ、仕付行届候場所も彼是と申立」として、その趣意を一旦伏せて「極印符」で打ち合せるように提案している。ここでの「下」とは「御用係り」に登用するような地域有力者を指すと考えられるが、荒井は彼らがこの機に乗じ、「仕付行届」くような耕地、彼らの所持地や小作地をも「荒所」として位置づけることを警戒していたことがわかる。荒井は地域有力者の力量に手放しで依存するのではなく、藩郡方役所の主導権による政策を指向していたのであった。

その上で、荒井は自ら開発の対象となる「手余ニ可罷成地所」を選定して開発に当たらせるとしたが、その多くは「高張地狭、且ハ山根付村々沢合等之薄地之場所故、天明之凶歳之節死亡絶転罷成、近来迄に漸々御他領者等代百姓相附候場所」であったという。標高の高い土地や沢合の狭隘な場所という悪条件の田地においては、すでに天明飢饉時に多くの死者や人口の移出が起こっており、そのような場所については他領から代百姓を招いて再開発が行われたという。このことは仙台藩の領民からは入植を敬遠されるほどの土地だったことを示唆しているが、そのような土地であるがゆえ、結局は「当凶歳に付死亡絶転、又は御他領者代百姓ニ相附候分ハ多くは無行衛」になったという。このような土地の再開発は少数の有力者では困難であることが広範な「御用係り」登用の一因でもあった。その上で、荒井は前述した開発地の年貢米付与に加え、それだけで労働力投入などの出資に及ばないような地所については年貢に加え「小役諸役」をも免除することを提案している。しかし、それでも100貫文(1000石)ほどは「仕付行届兼」との見通しを提示したのであった。

この意見書の結論は、「当春御廻村」までに再開発の対象となる耕地をさらに吟味するというものであった。しかし、その前提として荒井が「銘義一篇之仕付」を行えば「人力を勞し候のみ」であり、「却而御上下之御得失ニも相拘候ことの義ハ、御談も御座候通之次第二有之」と記していることから、荒井や郡方役所の中で場所によっては再開発自体の放棄も視野に入れるという共通認識が形成されていたことがうかがえよう。これと関連して、第一節で登場した出入司の桜田良助も、天保5年(1834)9月に記した意見書「可驗録」の中で荒地の再開発放棄を提起していた。荒地の発生は「其土地の勢天然の然らしむることありて人力の制する能わず」ことであり、そのような土地を「にはかに開発」しても「益なくして却て損」とあるというのがその内容である^(注30)。桜田は第一節で見たように郡方行政を「見殺し」にしたと批判された出入司の一人であったが、財政難に直面する中で効果的な財政投資を実施しようとする点では、荒井と認識を共有していたのであった。

荒井が「銘義一篇」と表現した藩上層部の指示する再開発とは、検地帳などで藩が耕地として把握している土地を、現況に関わりなくその記載通りに耕地として回復することを指すと考えられる。しかし天明飢饉後の再開発から明らかなように、実態に見合わない再開発は天保飢饉後の再度の荒廃という結果を招いていた。再開発に投じられた資金や人員が空費される結果となったのである。天保飢饉後は「衆之力」、すなわち民間の力量に依存した再開発が求められていた。「備田畑」の提起に象徴されるように、荒井自身は荒廃地の再開発自体の必要性を主張する立場であった。しかし、与えられた政治的条件の中で、荒井は「御用係り」に過度の負担を強わず、効率的・合理的な資金と人的資源の運用

により、将来にわたり持続するような実効性のある再開発を実施しようとしていたのであった。

以上の荒井の意見書について、人材登用については荒井の意見にそった形で実現している。天保9年2月には、藩士から任命された「係り御役人」2名とあわせ、西磐井および下伊沢郡内の村肝入・検断・百姓8名が「御用係り」に登用され、「大肝入格」身分と苗字帯刀が許可されている(17)。藩の実務官僚と地域有力者による協同での耕地再開発を実施する体制が整えられたのであった。このような条件の下、その後実際の開発がどのように進められたか、全体像の解明は今後の課題である。ただし、幕末期には藩の財政再建を理由に、耕作者のいなくなった「散田」が新百姓・代百姓の取り立てや百姓への強制割り付けなど政策的な解消が図られる一方、代官・大肝入らに「荒所起返」の成果が強制されたとの指摘[難波1978:211-212]がある。荒井ら郡方役所の意見は採用されず、荒井が指摘するところの「銘義一篇」の開発が、おそらくは出入司を筆頭とする財政担当官僚の意向により推し進められた可能性もあろう。前述したように、天保8年以降の仙台藩では、他領からの救済米確保にともなう借財と正貨流出をどのように回復するかが重要な政策課題であった。加えて、後述するように開港にともなう軍制改革の資金確保という問題も生じてくる。江戸への米穀販売の元手となる米を確保するため、一刻も早い水田作付の回復による収量確保で販売米をする意図があったということであろう。藩主家財政への貢献という藩官僚の責任[モリス2006:43-46]がより重視される状況に入っていたのである。

荒井は民政を担当する一方、藩主家への「公」に尽くすべき藩官僚の一員であった。藩主家への「公」と、目前の地域社会の成り立ちとをどのように両立するかが、まさに課題として浮かび上がってきたのであった。

4 「御国家御経済」と「均」—荒井東吾の財政改革構想

これまで見てきたように、「民間盛衰記」は、荒井が直面した実際の行政運営の問題に関する提言が中心であった。しかし、末尾にある天保9年(1838)10月の意見書(22)は、それとは趣を異にしている。仙台藩の政策課題への対処という側面を持ちつつも、藩の財政基盤全般の改革に言及したものであった。

荒井の直接の上役で、「民間盛衰記」中の意見書の主たる差出相手であった笠原一学は、天保9年8月25日に出入司に昇進した^(注31)。ここで分析する意見書は、その笠原からの「下問」に対し、荒井がその「御財用之大綱・御国家御経済」に関する「愚慮之管見」を披露したものであった。このような荒井と笠原の人的関係からは、前述してきた政策上の議論を通じて、役職上の関係にとどまらない個人的な紐帯や共通認識が実務官僚の間で築

かれていた可能性を示唆するものだといえよう。

内容をやや先取りする形になるが、荒井の財政改革構想の基盤となっていたのは、儒学の「均」であった。山田勝芳氏は、中国の諸思想家が社会階層内部における富の平均的な配分に基づく「太平」実現を構想する社会改革思想として「均の理念」と定義している〔山田 2001 : 3-31〕。これは中国の各時代にとどまらず、朝鮮や日本においても政治改革の理念として導入されていったという〔山田 2001 : 199-211〕。日本近世においては綱吉政権期の学問奨励策契機に儒者や為政者に受容されたとの見通しが示されている〔山田 2001 : 206〕。奥羽地方では蝦名裕一氏により南部藩 5 代藩主・南部行信による元禄 7 年（1694）飢饉を契機とする藩政改革における年貢制度改革において領主と領民間での富の「平均」実現が志向されたことが明らかにされている〔蝦名 2007 : 68-72〕。仙台藩での受容過程や階層的な広がりについては今後の実証課題となろうが、寛政政革期の実務官僚の一人である玉虫十蔵が登用されるきっかけとなった〔モリス 2006 : 10〕天明 4 年の意見書「仁政篇」の冒頭に「仁政は経界より始む」と『孟子』（後述）からの引用が見られる^(注 32)。玉虫や荒井の引用では出典が明示されないことも含め、少なくとも藩士層においては儒学の普及を前提にした改革理念としての広がりや推測できよう。天保飢饉からの復興を契機に新たな社会秩序が模索される中で、荒井が当時の社会状況や自らの実務経験をふまえ「均の理念」を援用しながらどのような改革を構想していたのか、以下検討していきたい。

（1）領内再検地と年貢徴収システムの改革—領主と家臣との「均」

荒井が最初に主張したのは、藩領内の再検地の実施であった。仙台藩では寛永 17 年から 20 年（1640～43）に実施された領内惣検地の後、全藩領を対象とした検地は実施されなかった。享保 10 年（1725）には五代藩主伊達吉村により「大改」と称する再検地が計画され、寛永検地以降変化した土地の実態把握が目指されたが、給人層の反対により頓挫することとなった〔齋藤 1980 : 166-174〕。その後 18 世紀末から 19 世紀初頭にかけて散発的に再検地の計画が浮上したが、結局実施されることはなかった〔仙台市 2004 : 154-159〕。荒井は、百年来の藩政の課題に切り込もうとしたのであった。

意見書の冒頭で荒井は、「夫れ仁政、必ず経界より始まり、経界正しからず、井地均しからずんば、穀録平らかならず」と、封建制度における俸禄の「不平」等の原因をその基礎となる井田の「不均」にもとめる『孟子』滕文侯の一節を引用する（原史料では漢文で引用されているが、ここでは次の『論語』とあわせて読み下しとした）。再検地の実施については、最初に「荒地」となった土地ごとに元々設定されていた「銘」と呼ばれる年貢率〔モリス 1988 : 99〕を調査した後、それ以外の耕地である「残生之地」において土地の等級を再調査して「平均」とするということであった。そのことで「御高」（藩の表高）

は増減せず、百姓一人前の持高にも「甲乙」が無くなり「御上下之盛衰も無之、一統均敷御行届」くことを主張している。意味が取りがたい部分もあるが、要は耕地の実態を精密に把握すれば、年貢が過不足無く納入されるとともに、百姓内部で発生していた所持高の格差もまさに「平均」されるというものであった。正しく儒教における「均」のイメージ〔山田 2001 : 10-15〕に基づく富の把握を目指したのである。一方、荒井は土地調査に際しては「平均之をため」とは直接表明せず「荒所起返方」という名目で進めることを提案している。それまでの「大改」が頓挫したのは、荒井が目指すような検地により、実態のずれを利用して確保していた私的利益としての収穫量があぶり出されることに対する給人および百姓層全体の忌避感であった。政策を実施した場合に予想される広範な反発を交わす論理として、荒井は理念を前面に打ち出さず、飢饉直後の政策として異論を挟みにくい荒廃地調査を拡大してゆくことで実態把握を実現しようとしたのであった。時間は「五七年」もかかるが「御竿入」（検地）となれば「御高御打出ハ不足、御打減」と算出される石高の減少を予測する部分は、地域側での不正の可能性も含め、これまで幾度も頓挫してきた再検地の実施の困難さを示していよう。

しかし、荒井はさらに再検地の実現を前提にした年貢徴収制度の改革にも言及してゆく。荒井によれば、毎年夏に蔵入地は藩役人、知行地は給人による検見に基づき各村内の耕地ごとに前述した年貢率「銘」を設定する「銘付」〔モリス 1998 : 99-106〕が年貢徴収の基準となっていることを「民間」が「心得」る状況だったという。そのことは、「当時ハ給所之不作を御蔵入と偽り、御蔵入之不作を給所之不作と申様之義、仮在之」状況を引き起こしていたという。荒井はその根本的な原因を、代官や横目の「不行届」ではなく、「広大之地面、御蔵入、給所と田毎之様入組居」ような、地方知行制に基づく土地制度そのものに求めたのであった。

仙台藩においては、藩の蔵入地における村請制の一方、給人による百姓との直接関係に基づく年貢徴収権が、17世紀後半以降の村落共同体の発展にも対応しながら明治維新期まで維持されたとされる〔モリス 1998 : 107-109〕。荒井の言及にしたがうなら、天保期の仙台藩においては、一つの村内に藩と給人領主の設定する異なる年貢率が設定されることを村側がとらえ返して、村全体としての利益確保を目的に年貢率の低減を要求する状況が広がっていたということであろう。関連して、荒井はすでに天保8年10月の意見書(5)で、本来は藩役人が「秘して取扱置」はずの「惣毛」（検見）の方法の詳細までも「小前百姓」に広く知られ、年貢率減免のため「掛引」を行うのが「利口なる」肝入と評価される状況を指摘していた。荒井は年貢率を固定化する定免法を導入することで「掛引」を封じることが出来ると主張している。これは地域と時期こそ違え、17世紀末の南部藩で追求された百姓本意の年貢率制定〔蝦名 2007 : 64-67〕とは正反対の方向性であるこ

とが興味深い。荒井は前述した肝入の「掛引」の指摘と併せ、自身も郡方の行政入用である「郡償」の割賦や「御財用之源」である用悪水路普請の村請による実施を提言していた。19世紀仙台藩領の地域社会の成長に荒井も一面では依存しようとしていたのであった。とはいえ、年貢率までも左右するまでに至った状況に対応するため、荒井は「御年貢被召上候御法、一筋を以計ハ、実ニ誤候も在之」として従来の年貢徴収システムの改革を主張したのであった。

荒井が提起した新たな年貢収集方法は、一つの村においては給人知行地についても「御蔵入同様」に代官が一円に検見を行って年貢率を決定し、村全体からの年貢を「其年之豊凶」に応じて蔵入地と個別の給人地の比率に応じて分配するというものであった。前述した給人個別の年貢徴収業務を藩の地方支配機構が吸収して一元的に行うことで、荒井は前述した年貢率をめぐる対立を示す「不作之奸」を防げるとしたのである。とはいえ、給人の年貢徴収権を否定するかのごとき政策内容は、当然のことながら給人領主全体の反発を招く可能性があることはいうまでもない。そこで「大進之歴々之御知行」については「是迄之通」に年貢徴収を行うこととしている。年貢徴収権が制限された場合の最大の反対勢力になるであろう、藩主の一門衆など大身給人へは一定の配慮がなされたのであった。

とはいえ、そのことは逆に言えば大多数の給人領主に対しては改革を実現しようとする意志の現れであった。荒井は再度『孟子』滕文侯の一節「経界既ニ正けれハ分田別制ヲ録可座而定」を引用し、蔵入地と給人との間で年貢の分配を「均敷御行届」させることを強く主張した。一方でこのような年貢分配は「新法」であり容易な「吟味」ではないが、たとえ従来の制度が「御良法」であったとしても「当時之人情、物体ニテハ、此節之奸を御防可被遊様無御座」ので、「時勢ニ随」って転換すべきであるとの意見は、藩財政の責任者となった笠原に対し、地域側での年貢減免要求をも政治的に利用しながら、租税制度改革の必要性を迫ったものだととれる。しかし、荒井が最大の拠り所としたのは、代官が一元的に年貢徴収業務を行ったとしても、「餘事と違ひ、給人々々之迷惑ニ相至候筋ニも不相見候得バ、敢而御差支も在之間敷」という認識だったと考えられる。年貢徴収権を制限しても給人の「迷惑」にはならないという指摘は、給人層から一定の支持を得られるという前提にたった議論だともいえるが、それはどのような理由であったのだろうか。

背景の一つとして考えられるのが、給人層の困窮である。天保7・8年飢饉は、特に小規模の給人の生活を脅かしていた。栗原郡一迫・二迫（宮城県栗原市周辺）の関連記録^(注33)には、天保7年12月から翌年6月にかけて、同地域における直臣11、陪臣1、足軽2件の合計14件にもおよぶ武士層からの救済願が掲載されている。詳述は避けるが、藩直臣については知行高が2貫500文（25石）から8貫950文（約90石）の間の人々であった。彼らの救済についても、郡方で「御番方見継合金」を立て替える形で金銭が給

付されている。武士の困窮対策が、領民の救済を圧迫するような状況になっていたのである。さらに天保9年8月には、米価高騰にともない増加した「新流民」の中に「帯刀之流民」も含まれていたことが記録される^(注34)。仙台藩土と断定は出来ないが、上記のような飢饉下での武士層の状況をふまえれば、地域有力者の多い百姓の帯刀者〔佐藤2009：58-64〕と見るよりは、武士層である可能性が高いだろう。

このような状況の原因について、荒井の意見書の文脈に引きつけば、村役人の「掛引」の結果として生じた年貢収入の減少が、給人領主に加え蔵入地からの年貢に依拠する扶持米取りの武士達、すなわち仙台藩土全体の生存を脅していたともいえる。一方仙台藩の中小の地方知行主については、19世紀初頭以降その知行地からの年貢米の大部分を「台所米」（自家用）名義で確保し、商人の借財の抵当とするなど、藩の統制から外れた米市場への結びつきを削ったとの指摘がある〔モリス1988：103-105〕。これをふまえれば、前述した百姓たちと同様、給人たちもまた利益確保のため過剰な米穀移出を行う状況にあったとも考えられる。荒井は西磐井郡での荒所起返に際して、給人知行地分の再開発についても藩の郡方役所が指名する「御用係り」が蔵入地と同様の手法で一元的に実施することを主張していた。給人層も含めた仙台藩土全体の経営維持に、藩政機構が積極的に関与することを強く意識していたのであった。年貢業務の一元化についても、飢饉による給人層の困窮を機に、藩政機構として経営難に苦しむ中小給人の救済と経営保証を実現しようとのだと評価できる。同時に、藩の統制から外れつつあった給人知行地からの収穫を、藩の統制下に再び組み込む目的もあったと考えられよう。

一方、実際の政策に際しては郡方役人の増員の必要性が主張される。新たな役務の創出により、年貢徴収権が制限される藩土層の不満を吸収するとともに、飢饉で困窮した武士層に役職を与えてその存続を保証する〔モリス2006：41-42〕という二つの課題をリンクさせている。増員した役人も含めた業務の遂行については、「此段ハ専ら御郡奉行御代官得と心得居、取扱不申候而ハ、御行届ニ罷成間敷」と郡奉行・代官が主導権を確保することを主張していた。これまでの分析で見たような財政方との対立が前提だと考えられるが、荒井は地域の実情を知る民政方が年貢率を設定することで、地域側への過重な負担を防ごうとしたのであろう。

荒井は「均の理念」を根拠に、藩政機構の主導で再検地と年貢徴収の一元化を実施し、蔵入地と給人知行地、さらには百姓との間で耕地からの収穫を適切に配分しようとしたのであった。

(2) 「米塩之権」と産物交易—領主と領民間での「均」

上記の主張に続け、荒井はさらに仙台藩の国産品（特産品）交易の改革にも言及する。荒井によれば、「御財用之源ハ、土地を開と不開と二止り、御国家第一と仕候ハ、米塩

之ニツより専ら」であるという。意味の取りにくい点もあるが、後半の内容とも合わせて考えれば、財政の基礎を土地開発に止め、そこからの利益を「御国家」が「第一」に確保するようにすれば、自ずと米と塩が主たる収入源になる、というような趣旨であろう。一方で領内には「其他山海之産物」が「数々」あるが、藩財政においては「米塩之権を御握被遊」ことが重要なのであるから、これ以外の産物については「下之望」に任せて「奸民利俗」を防ぎ、「他所入金を専ら」とする「交易之道」を開くように主張したのであった。すなわち、荒井は米と塩以外の産物については藩が関与せず、領民の自由交易を認め、他領からの正金移入を図らせようとしたのであった。

仙台藩における国産品（特産物）統制についてこれまでの研究から概要を確認すれば、米は年貢と買米制により、塩については近世初期から専売制が取られ、藩の主要な財源となっていた〔難波 1983 : 328-343〕。一方海産物や煙草、紅花、生糸などの国産品については「仲役」と呼ばれる役金を課して領外移出が認められていたが、天明元年（1781）年以降、藩による流通の直接把握がたびたび試みられている〔難波 1983 : 343-349〕〔仙台市 2004 : 49-58〕。荒井の意見はこのような従来の政策に対する批判も込められていると見てよいだろう。その論拠となったのが、「先以、有国有家者、不患寡而患不均、不患貧而患不安」という、身分階層の序列に応じた富の配分を理想とする『論語』季氏編の一節〔山田 2001 : 11-12〕であった。荒井は仙台藩においては米と塩は領主、それ以外の産物は領民がそれぞれ利益を確保することで、両者に均等な富の配分が実現すると考えたのである。

荒井が主張する国産品交易の自由化論については、同時期の様々な階層の藩士の意見書の中で確認出来る。藩主伊達家一門格の三沢信濃（胆沢郡前沢領主）は、天保5年の意見書において^(註35)、専売制の実施が利権を生み出すとともに、実務に当たる代官ら役人の不正により抜け荷が頻発し結局は形骸化していると批判している。荒井が指摘した「奸民利俗」とは、ここで指摘されるような国産統制政策に関わる政治腐敗の全体を指したものだと考えられる。一方、前述した桜田良佐は、新田開発の否定と合わせ、藩専売制自体の廃止にも言及していた^(註36)。「彼の国」（仙台：筆者注）には藩専売制が原因で「豪農富商」が現れず、国が衰えている。そこで産物交易を自由化して経済の活発化を計るという趣旨であり、「彼の国買米の法を改むる人君宰輔出たれば善政に革まるべし」と、年貢以外の余剰米も藩が独占的に交易を行う買米制改革を藩上層部の決断で実施する必要性にも言及していたのであった。買米制の問題については「米塩之権」の確保を主張する荒井と意見を異にしているが、専売制が領内の経済発展の障壁になっているという前提については共通認識に立っていたのである。荒井の意見については天保期の仙台藩内に一定程度広がっていたと考えられる専売制改革論の一つとして評価する必要がある。

それでは、荒井がこのような意見を提示した背景はどのようなものだったのだろうか。荒井の赴任地である柴田・刈田郡および西磐井・下胆沢は、それぞれ領内の「南」、「奥」地域に属する特産物生産地帯であった。両地域では特に18世紀以降藩領域を超えた経済活動が展開し、その統制が幕末期まで政策的課題であり続けたという〔難波1993：177-182〕〔朴1993：267-280〕。ここからは、荒井の意見は、現状の経済状況を維持しようとする両地域の利害の反映であったと解釈することもできよう。しかし、これまで述べてきたように、すべての郡方における復興については、第2節で述べた藩上層部からの通達により、郡方の担当役人が独自で飢饉からの復興財源や政策主体となる人材を確保しなければならないという政策的前提があった。桜田が「豪農富商」と表現するような有力者と協同で政策を進めるといった、地域社会の力量に依存してゆくことが政策実現のため不可欠だったのである。その上、荒井の意見書からは、廻米の実施や城下町での備荒貯蓄、機械的な耕地復興の指示など、藩主家財政の確保、城下町優先政策、領内全体のインフレ状況に危機感を抱いた財政方主導と思われる政策との対立状況を読み取ることが出来た。そのことが復興途上の地域社会に過重な負担をもたらし、復興をさらに遅らせるものとなることは明らかである。荒井の赴任地で展開していたとされる独自の経済動向をも一定程度許容しながら、「均の理念」を根拠に地域社会を過重な負担から保護して富を蓄積させ、復興のための基盤となる環境を整えようとしたのである。荒井の仙台藩国産統制策における「均の理念」は、身分に応じた富の配分に加え、復興政策における富の配分をめぐる地域間対立を克服する論理としても援用されていたのであった。

とはいえ、ここでの荒井の「均の理念」は、米販売の利益を藩政機構が独占することの正当性の主張ではないかという疑問も当然生じてくる。この点と関連して、実は荒井は「民間盛衰記」での議論に先立ち、すでに天保5年に買米制維持を前提にした「義倉」論を展開していた^(注37)。「御国家御経済之御基本」として、領民だけではなく武士からも一定の割合で「無際限」に金銭と米穀を徴集し、これを元に領内各地に「義倉」を設置するというものであった。余剰米の買米は、「市中買米」と呼ばれる領内米市場から、国元と江戸相場との比較で設定した「百姓利潤」となる相場での購入にとどめ、備蓄した金穀を価格調整に用いる。「九ヶ年之備」の成就した後に生じる余剰米は価格調整に加え、江戸への販売により換金して義倉に備蓄し、「本金」と呼ばれる買米の資金に加え、「御相続向」に振り向けるといった内容であった。

買米制については、すでに仙台藩寛政改革において、市場の自由化と藩による適切な介入の是非を中心に議論がなされていた〔難波1973：12-15〕〔モリス2006：13-15〕。当時の米価高と民政を犠牲にした米穀移出の増大で当座の財政難を乗り切った〔モリス2007：24-30〕が、その後文化・文政期（1804-30）には米価の低迷と公儀役による支出

の増大により上方商人から買米を抵当とした借財が増大していた^(注38)。その中で、前述の桜田良佐の議論のように、買米制改革の議論の中で再び自由化論が登場していたのである。これに対し荒井は、米市場の自由化は結局は少数の商人による利益独占につながるとして、「御邦内之義ハ是非於 上ニ御買上被成下、民間農ニ勸ミ候様被遊候処御大切故、義倉之御制を以常平倉御取行被遊候外、御良法相ミ得不申」と、藩が買米制を維持して米穀を購入することで勸農を計り、義倉の運用により様々な形で還元することこそ「御良法」だと主張したのであった。「義倉」の機能について、領民に対しては米相場の維持による勸農機能や備荒貯蓄に加え、領民への低利（凶作時には無利子）での金融を果たすものとした。一方で藩政機構や藩士層においては、役人への扶持米や藩札引替用の正金に加え、「御相続金」の財源としても位置づけていたのである。

天保期の仙台藩においては、それ以前からの借財に加え、飢饉対応のための財源も買米を抵当とした商人からの金融に依存していた。そのことが荒井の意見書の中で見られた米穀増産を求める財政方の動向を規定していた。また、荒井が「備田畑」論の中で指摘していた、藩政機構が領民への手当を「商人之融通」により回復しようとするような、領内での階層間対立の原因ともなっていた。これに対し荒井の義倉論においては、領主・領民ともに財政難・経営難に直面するという点で共通利害を持つ存在として位置づけ直される。荒井は義倉制度を、むき出しの市場経済から領主・領民の双方を保護し、その成り立ち維持を保証するための社会システムとして構想したのであった。柴田郡での「備田畑」論は、このような理論を実際の政策において実現しようとする試みの一つだったのである。

荒井にとって、「均の理念」を根拠に「米（塩）之権」を確保することは、藩政機構が領主と領民の双方に対する公的機能を果していくための必須の前提であった。荒井は「均の理念」による富の再配分を通じて、藩主家への「公」の実現とともに、藩の新たな「御救」機能の獲得を目指したのであった。

以上のような荒井の主張が、天保末年以降の藩政にどのように反映されていったのか、いくつかの事例から見通しを示しておきたい。再検地については文久2年（1862）末に再度可能性が議論されたが、結局実施されなかった〔難波1984：61〕。村側や給人領主の反発が、荒井の予想以上だったということであろう。一方、天保期の国産統制については紅花や生糸などの交易に関して領内から運上金を確保するにとどまっていたとの指摘がある〔難波1967：51-52〕。このことが荒井の意見に見られた国産品交易による「下」の利益確保につながった可能性が、荒井が「民間盛衰記」中の意見書を提出した相手と同一人物と思われる笠原一学全康による、安政元年（1854）12月付の意見書^(注39)からうかがえる。

この意見書は、藩の累積債務や江戸城西之丸普請、ペリー来航に伴う財源確保の方法と

備荒貯蓄の必要性を提言したものであるが、その中に「米塩之権」に関する議論が記されている。笠原は買米制については「民間立統」の手段であるとともに、「御国産第一」である米穀販売を「上にて御握」することで「散財」することなく利益を確保できるとその意義を主張している。その上で、「上」が「米塩之権」を握ることが領内に「豪富之者」が出現しない原因だとする批判に対し、笠原は「三より下」の交易のみでも「天保巳年（4年：筆者注）」に比して領内には「相応株柄之者」が現れており、「米塩之権」と「豪富之者」の有無に因果関係はないと反論したのである。これと関連して、荒井による嘉永6年（1853）12月付の領内「株數宜敷」百姓138名の書上が残されており^(注40)、笠原の提言は具体的な論拠に裏付けられたものだったと考えられる。笠原が買米制の原則論から「米塩之権」の確保を主張する認識には、荒井のそれと共通性を見いだすことが出来る。そのことを根拠に買米制が維持される一方で、天保4年以降の領内地域社会には富を蓄積する人々が登場していた。荒井が意見書で含意した通り、諸産物交易のみでも地域には十分な富がもたらされていたのであった^(注41)。

一方で笠原は、「御国許」は三都に次ぐ「繁華」の地である尾州名古屋（藩）や「中国・九州」に比して荒地起返による耕地回復やその他の国産物も「またまた相ひらけ」る可能性を論拠に、「米塩之権を握候所ニ意味有之、握候物を披候事ハ易く、二度握候事ハ難」と主張している。「米塩之権」の確保をあくまで主張する背景には、藩内に荒井や笠原とは意見を異にする国産統制の完全自由化論者が存在していたことを示唆している。朴慶洙が「地頭官僚」として、仙台藩での城下集中の流通統制策を、天保飢饉からの復興など地域の成り立ちを根拠に転換を図ろうとする大身給人兼藩官僚の存在〔朴2003：175-176〕とも関連する問題だといえよう。一方、仙台藩では嘉永5年以降藩が新たな国産仕法を導入して専売制を強化したとされる〔難波1967：54〕。借財の返済に加え、洋式軍制の導入〔難波1978：234-253〕にともなう経費確保という、藩主家に対する「公」の優先という論理が政治的正当性を強める状況の中で、全体的な政治路線としては交易の完全統制が志向されることとなったのである。

幕末期の仙台藩の民政が、天保飢饉後に地域社会が獲得した富の取り扱いも含め、藩側による富の確保を優先したか、あるいは新たな分配の論理が模索されたのか。荒井が論拠とした「均の理念」のその後の展開とも関わらせながら解明する必要がある。

おわりに

本稿では、天保飢饉からの復興に取り組んだ仙台藩士・荒井東吾の意見書から実際の復興案を検討し、あわせてそこに見られる政治理念についても考察を試みた。

荒井ら仙台藩の民政担当官僚は、藩として飢饉自体の救済政策の結果として生じた財政

負担への対応が優先される中で、飢饉の被害を受けた地域社会そのものの力量に依存しながら復興に取り組むという前提条件の下、具体的な政策に取り組んでいたのである。その中で、荒井が取り組んだのは、備荒貯蓄を支える社会関係の再構築、地域有力者の資金と行政能力の積極的な活用、耕地復興を基盤とした新たなセーフティーネットの構築であった。

荒井が政策提言した藩政や地域社会の問題については、具体的な政策過程を通じて今後さらに追求する必要がある。ただし本稿で指摘した範囲でも、復興に不可欠な限られた財源や人的資源をめぐり、目前の課題である借財の解消、城下町優先の復興を優先する財政官僚・藩上層部と、荒井ら民政官僚との対立が見られた。藩政機構内部の政策対立と、城下町と郡村という地域間対立が重なり合いながら惹起されていたといえよう。荒井はその対立を根本から解決するシステムとして、「民間盛衰記」の中では「備田畑」論として実際の政策過程の中で提案された「義倉」を位置づけた。荒廃した耕地の復興、さらには再検地と、給人ごとに分掌されていた年貢収集権の一括化、言い替えば百姓と武士双方の負担により収穫を確保し、それを藩政機構が運用することで、藩財政の財源確保、城下町や郡村の備荒貯蓄、さらには武士と領民への金融という課題を一挙に実現できると考えたのである。すなわち、領民と武士層の生命と生存を保証するという公共機能を、藩政機構が果たすことを目指していたのであった。

一方、このようなシステムの構築に際して不可欠な財の配分を実現するための理論的な根拠となったのが「均の理念」であり、それに基づく藩政機構による「米塩之権」の確保であった。とはいえ、買米制の維持を前提にする議論は、新たに米穀をめぐる藩政機構と給人、百姓という領内の利害対立を生み出す可能性がある。このうち百姓との関係については、「均の理念」を根拠に国産品交易の利益を確保することで解決が図られた。「均の理念」との関連は課題だが、天保末からの比較的緩やかな国産政策により、幕末期には領内全域に「豪富之者」が出現していたという。そのことは、一面では藩領域を超えた経済・社会関係がさらに促進し、藩からの離脱を加速するような動きが進んでいた可能性も示唆する。とはいえ、荒井の議論はそのような状況を容認するものだったといえる。すなわち、荒井は藩の統合を経済統制ではなく、すべての人々の生存を藩政機構が保証するという公共機能を通じて果たそうとしていたのだといえよう。限定された問題からではあるが、荒井の献策は、寛政改革期には挫折した新たな統治理念の模索〔モリス 2006：33-37〕が、天保飢饉という危機に直面する中で再び試みられたものと評価しておきたい。

ところで、藩官僚としての荒井は仙台藩という枠組みを前提としつつも、所属する武士身分や領民の利害を共に相対化して新たな社会システムを構築しようとしていた。このような荒井の政治スタンスは、平川新氏が明らかにした天保期の幕府官僚と共通するもの

だったといえる〔平川 1997 : 51-52〕。とすれば、全国的な利害調整を通じて国家官僚としての役割意識を醸成したとされる幕府官僚〔平川 1997 : 50〕に加え、地域的利害を体現する存在とされる藩〔平川 1997 : 49〕の官僚層による議論も、個別の藩の一事例を越え、幕府の存在自体も含め既存の社会制度を相対化する新たなシステムとして普遍性を持ち得たと考えられよう。このような点をふまえ、幕府の調整機能の発展拡大およびその相対化という双方に留意しながら、荒井も含めた幕末期の仙台藩官僚の動向を検討する必要がある(注42)。

その後の荒井であるが、表で示したように天保11年(1840)10月に郡奉行に就任したのち3ヶ月で退職し、嘉永6年(1853)1月には郡奉行に復帰した後、翌安政元年8月には出入司に昇進している。荒井が出入司となった安政期(1854-60)、仙台藩では武備の充実と財政再建優先という二つの政策路線を巡り対立が起こっており、安政3年には近江商人・中井家が蔵元商人に就任し、以後藩による国産統制の整備・強化が図られてゆくとされる〔難波 1978 : 234-253〕。荒井が出入司を辞したのは、その安政3年のことであった。荒井の役職への任免が幕末期仙台藩の政治動向とどのようにかかわっているのか、その中で「均の理念」の展開も含め、引き続き荒井の軌跡や同時期の藩官僚層の動向(注43)を検討することで、今後明らかにしてゆきたい。

注

- (1) 阿刀田令造『郷土の飢饉もの』(斎藤報恩会 1943年)所収。
- (2) 石垣宏ほか編『翻刻荒井宣昭選集』(今野印刷 1995年所収)、4-5頁。同書は荒井の意見書7冊を翻刻掲載している。
- (3) 禄高と家格については「伊達家世臣伝」(『仙台藩歴史事典』仙台郷土研究会 2004年所収)による。
- (4) 『仙台人名大辞典』「荒井宣昭」の項目。以下注記なき限り荒井の経歴は同書による。
- (5) 荒井宣昭「赤子養草」(高橋梵仙『日本人口史之研究』第2丸善 1960年所収)。
- (6) 前掲注(2)書所収「天保五年四月上書」。
- (7) 前掲注(1)書所収「玉虫崇茂日記中の天保飢饉記事」。
- (8) 「天保凶歳日記」三(東北大学附属図書館所蔵)。全五冊の記録である。以下ここからの引用は「天保凶歳日記」(巻数)、(日付)のように記す。なお、史料の全文翻刻を拙著『18~19世紀仙台藩の災害と社会 別所万右衛門記録』(東北アジア研究叢書第38号、2010年)に所収した。合わせて参照されたい。
- (9) 「天保凶歳日記」3、天保7年7月28日条。
- (10) 「天保凶歳日記」2、天保5年5月1日条。なおこの件については拙稿「さむらい達の天保飢饉—仙台藩の天保4・5年飢饉と藩士・藩官僚」(『国史談話会雑誌』2010年刊行予定)で検討している。
- (11) 前掲注(10)拙稿。

- (12) 「天保凶歳日記」3、天保8年4月の項。
- (13) 「天保凶歳日記」3、天保8年2月5日条。
- (14) 飯沢は天保7年9月5日に「御救助方存慮申上」を理由に出入司および「御救助係り」に登用されたという（「天保凶歳日記」3 同日条）。藩主名で実現した献策の機会が、藩官僚としての登用・出世につながることを示す事例であろう。
- (15) 「天保凶歳日記」4、天保8年正月の項。なお城下町でも「此節御城下町々アキ家多し、破損家多し」（同前、天保8年9月の項）とあるように、飢饉の影響を完全に免れたわけではない。
- (16) 前掲注（1）書所収「近江日野史料」、「天保八年正月三日初便り」。
- (17) 「天保凶歳日記」3、11月の項。
- (18) 「金穀備方等三ヶ條之留」（『宮城県史』31、宮城県、1962年所収）。内容から天保5年の仙台藩奉行と出入司との稟議の記録だと考えられる。
- (19) 「天保凶歳日記」2、天保5年10月の項。なお〔仙台市2003：53-68〕も参照。
- (20) 具体的な検討は今後の課題としたいが、仙台藩では「礼記」の引用例として宝暦4年（1754）の芦東山〔菊池2003：354-355〕、明和2年（1765）の林子平「上書」〔菊池2003：361〕の事例が検討されている。天保期の荒井への連続性も含めた全体的な展開について、宝暦以降の地域側での備荒貯蓄の進展などとも関連させながら考察する必要があるだろう。
- (21) 「万商覚」『最上紅花史料』Ⅲ（山形県河北町 1997年）所収。以下柴田郡の事例については注記なき限り同書による。
- (22) 渡辺兼男編『角屋敷久助覚牒』（共和印刷企画センター、1994年）、史料番号32の15。
- (23) 前掲注（22）書、史料番号33の16。
- (24) 前述の村田町の石生御蔵への貯穀は、「富者」が貯穀を担う事例であるが、その備蓄が不正利用されている状況を知った上での対応であることに注意したい。天保飢饉後の備蓄回復は、地域の資産家が単に私財を支出するだけではなく、自らの支出がささえる地域運営のあり方にも関心を深める契機になるということが指摘できよう。
- (25) 「追波記」『北上町史』資料編2（北上町 2006年）所収。
- (26) 「古伝秘録」『日本経済大典』28（復刻版 鳳文書館 1992年）所収。
- (27) 前掲注（18）「金穀御備立等三ヶ條之留」。
- (28) 仙台城下町では、弘化2年（1842）より「日懸銭」と呼ばれる備蓄金が設置され、幕末を経て昭和初年まで旧城下町の社会事業に利用された〔仙台市2004：274-276〕。凶作による米穀不足になってから藩に救済を求めるのではなく、「御上の御世話」にならないよう食料の備蓄を行うことが動機であったというのが、実際には備蓄米の領内での購入や保管・運用に際して藩が関与していることもうかがえる。設置の動機や実際の運用における郡村との関係について、本稿で指摘した地域間対立の問題も含め再検討する必要があるだろう。
- (29) 熱海家文書 天保9年「條目留」、東北大学日本史研究室所蔵。
- (30) 「可驗録」（『日本経済大典』28）巻之一「新田を開発するは國に益することなきを

論ず」。

- (31) 「天保凶歳日記」五、同日条。
- (32) 「仁政編」(『日本経済大典』28所収)。
- (33) 鎌田家文書「天保七年凶作御用留」(『宮城県史筆写資料』104-1・2、宮城県公文書館所蔵)。
- (34) 「天保凶歳日記」5、天保9年8月27日条。
- (35) 「寒風夜話」(『日本経済大典』28所収)。
- (36) 「可驗録」(『日本経済大典』28所収)、「諸侯国産を商ふは大謬なるを論ず」。
- (37) 「天保5年8月上書」(『翻刻荒井宣昭選集』所収)。
- (38) 前掲注(26)「古伝秘録」。
- (39) 仙台市博物館所蔵・伊達氏寄贈文化財(古文書3)87-1。年未詳だが内容から安政元年であることは確実である。
- (40) 仙台市博物館所蔵・伊達氏寄贈文化財(古文書2)1599。
- (41) 天保飢饉後の国産政策を、荒井が主張した「均の理念」による富の配分という視点の反映の有無という点も含めて再検討する必要があるだろう。
- (42) 幕末の仙台藩では買米資金への出資などで幕府との政治的関係が強まったとされる[難波1978:254-263]が、仙台藩官僚がそのような関係を前提に藩政機構のあり方がどのように構想したかは別途の問題として考察する必要があるだろう。
- (43) 荒井東吾が「荒所起返方係り」として登用した仙台藩士・相沢儀伝太は、幕末期には仙台藩シラオイ陣屋代官として北方経営に関わり[仙台市2004:454]、また代官・郡奉行を務めた「植林事業の熱心家」(『仙台人名大辞典』同人の項)であった。また寛政期の改革派官僚である玉虫十蔵尚茂の孫で、幕末の政治思想家として知られる玉虫左太夫誼茂は、荒井東吾の長女と婚姻して一時期養子に入っている[仙台市2004:510]。仙台藩実務官僚層の思想・行動と藩政・地域社会の相互関係について、彼らの婚姻関係、「均の理念」の受容も含めた思想的系譜、さらには玉虫十蔵[モリス2006:7]や荒井が領内で行った私塾経営を通じた人的ネットワークの解明を通じて行う必要があると考えている。

引用・参考文献

蝦名裕一 2007

「元禄期における大名の儒学受容と「仁政」政策—盛岡藩・南部行信を事例として」、
『歴史』109、東北史学会、55-78

鍛冶宏介 2003「仁徳聖帝故事の展開—江戸時代天皇像の一側面—」、『新しい歴史学のために』252、京都民科歴史部会、10-27

菊池勇夫 1994

『飢饉の社会史』、校倉書房

菊池勇夫 1997

『近世の飢饉』、吉川弘文館

菊池勇夫 2003

- 『飢饉から読む近世社会』、校倉書房
倉地克直 2008
『日本の歴史十一 徳川社会のゆらぎ』、小学館
齋藤悦雄 1980
「享保期仙台藩農政についての覚書―大改一件―」、豊田武先生古稀記念会『日本近世の政治と社会』、吉川弘文館、155-183
佐藤大介 2009
「仙台藩の献金百姓と領主・地域社会」、『東北アジア研究』13、東北大学東北アジア研究センター、57-81
仙台市 2004
『仙台市史』通史編5 近世3、仙台市史編さん委員会
難波信雄 1967
「幕末における仙台藩の国産統制―幕末藩政改革プランの前提」、『日本文化研究所研究報告』別巻5、東北大学日本文化研究所、47-72
難波信雄 1973
「仙台藩の寛政改革―幕末藩政史との関連において」、『東北文化研究所紀要』5、東北学院大学、1-28
難波信雄 1978
「幕末仙台藩の経済的構造」、石井孝編『幕末維新期の研究』、吉川弘文館、209-267
難波信雄 1980
「廃藩置県と農民闘争」、『宮城の研究』6、清文堂出版、58-103
難波信雄 1992
「仙台藩民風改革とその背景」、渡辺信夫編『近世の民衆文化と政治』、河出書房新社、167-287
朴慶洙 2003
「城下町の商業特権と藩政―仙台藩を中心に―」、『史料館研究紀要』34、国文学研究資料館史料館、125-193
平川新 1997
「幕府官僚と利益集団」、『歴史学研究』698、歴史学研究会、34-52
福田千鶴 1999
『幕藩制的秩序と御家騒動』、校倉書房
J. F. モリス 1988
『近世地方知行制の研究』、清文堂出版
J. F. モリス 2006
「一八世紀末仙台藩の役職と藩政改革 玉虫十蔵尚茂の場合」、『宮城学院女子大学研究論文集』102、1-83
山田勝芳 2001
『中国のユートピアと「均の理念」』、汲古書院
若尾政希 1999

『「太平記読み」の時代 近世政治思想史の構想』、平凡社

付記 本論文は、2009年1月31日のアジア社会研究会第3回シンポジウムにおける報告の一部に加筆・修正したものである。また文部科学省科学研究費補助金・若手研究(B)(課題番号20720165)「18～19世紀における奥羽両国の地域間交流と地域形成に関する社会史的研究」における研究成果の一部である。

なお本稿脱稿後、J. F. モリス『近世武士の「公」と「私」 仙台藩土玉蟲十蔵のキャリアと挫折』(清文堂出版 2009年)を得た。本稿に関連する新たな論点も示されているが、その検討は今後の課題としたい。